

改正化審法の概要について

～少量新規・低生産量審査特例制度の見直しの概要等について～

平成30年秋

経済産業省製造産業局化学物質管理課
化学物質安全室

～本日の説明の進め方～

- I. 化審法の概要
- II. 新審査特例制度の内容
 - 1. 制度見直しの概要
 - 2. 少量新規の申出
 - 3. 低生産量の申出
- III. 特定一般（新規）化学物質の導入
- IV. 関連資料とお問合せ先

I . 化審法の概要

I - 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

目的

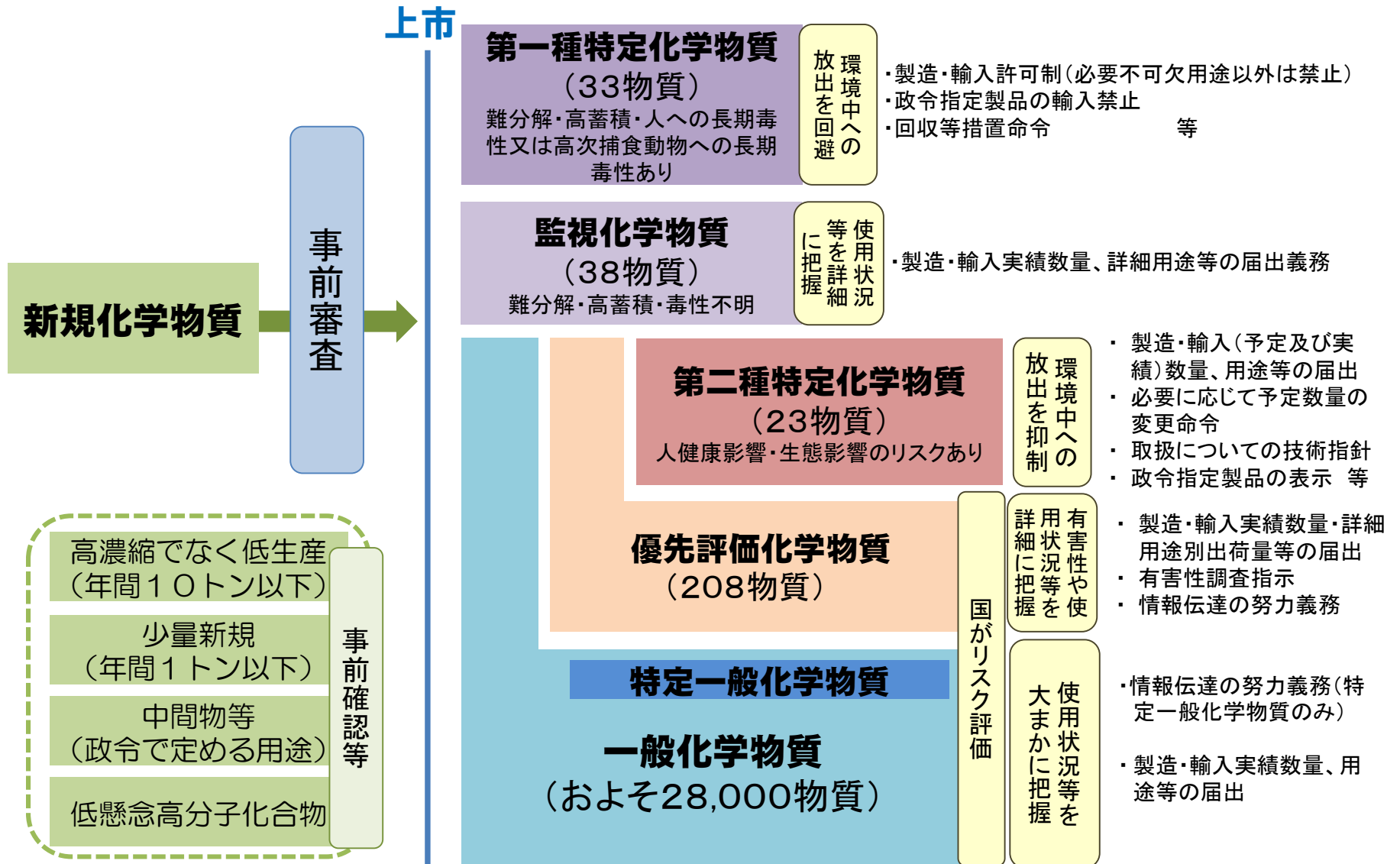
- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

概要

- 新規化学物質の事前審査
→ 新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- 上市後の化学物質の継続的な管理措置
→ 製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価
- 化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置
→ 性状に応じて「第一種特定化学物質」等に指定
→ 製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

I - 2.化審法の体系

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止



※物質数は平成30年10月1日時点のもの

I - 3.新規化学物質の審査・確認制度（概要）

- 新規化学物質の届出を行い、通常の事前審査を受けると、製造・輸入が可能になる。【通常新規】
- 通常の届出によらず、事前の申出・確認により製造・輸入できる場合がある。（特例制度、届出免除制度）。【低生産量新規、少量新規、低懸念高分子、中間物等】
- 我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行をする中、化学物質による環境汚染の防止を前提に、少量多品種産業にも配慮した合理的な制度設計としている。それぞれの手続により、国に提出する有害性等の情報は異なる。

手続きの種類	条項	手続	届出時に提出すべき有害性データ	その他提出資料	数量上限	数量調整	受付頻度
通常新規	法第3条第1項	届出→判定	分解性・蓄積性・人健康・生態影響	用途・予定数量等	なし	なし	10回/年度
低生産量新規	法第5条第1項	届出→判定 申出→確認	分解性・蓄積性 (人健康・生態影響の有害性データもあれば届出時に提出)	用途・予定数量等	全国 10t以下	あり	届出:10回/年度 申出(電子・光・書面):13回/年度
少量新規	法第3条第1項第5号	申出→確認	-	用途・予定数量等	全国 1t以下	あり	申出(電子): 10回/年度 申出(光・書面): 4回/年度
低懸念高分子化合物	法第3条第1項第6号	申出→確認	-	分子量・物理化学的安定性試験データ等	なし	なし	随時
中間物等	法第3条第1項第4号	申出→確認	-	取扱方法・施設設備状況を示す図面等	なし	なし	随時
少量中間物等				(簡素化)	1社 1t以下	なし	随時

I - 4. 一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出

1. 届出対象

- 化審法の規定に基づき、一般化学物質、優先評価化学物質又は監視化学物質を製造・輸入した者に義務付け

【一般化学物質とは】

- ① 既存化学物質名簿に掲載された化学物質
- ② 新規公示化学物質
- ③ 旧第二種・第三種監視化学物質
- ④ 優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質
- ⑤ 公示される前の、判定通知を受けた新規化学物質（一般化学物質に準じる）

※①～③、⑤については、監視化学物質及び優先評価化学物質の指定を受けた物質を除く

- 製造・輸入数量が1化学物質につき1事業者あたり1トン以上の化学物質（監視化学物質は1kg以上）
- 1トンに満たない化学物質（1kgに満たない監視化学物質）、試験研究用途、大臣指定の届出不要物質等は、届出対象から除外
- 混合物においては、混合物中の重量割合が10%未満の一般化学物質、1%未満の不純物である監視化学物質及び優先評価化学物質は届出対象外
- 同一事業所内か否かにかかわらず、自社内で全量消費する化学物質（自家消費する中間物）の製造については届出対象から除外（自社内で全量消費する化学物質の輸入は届出対象）

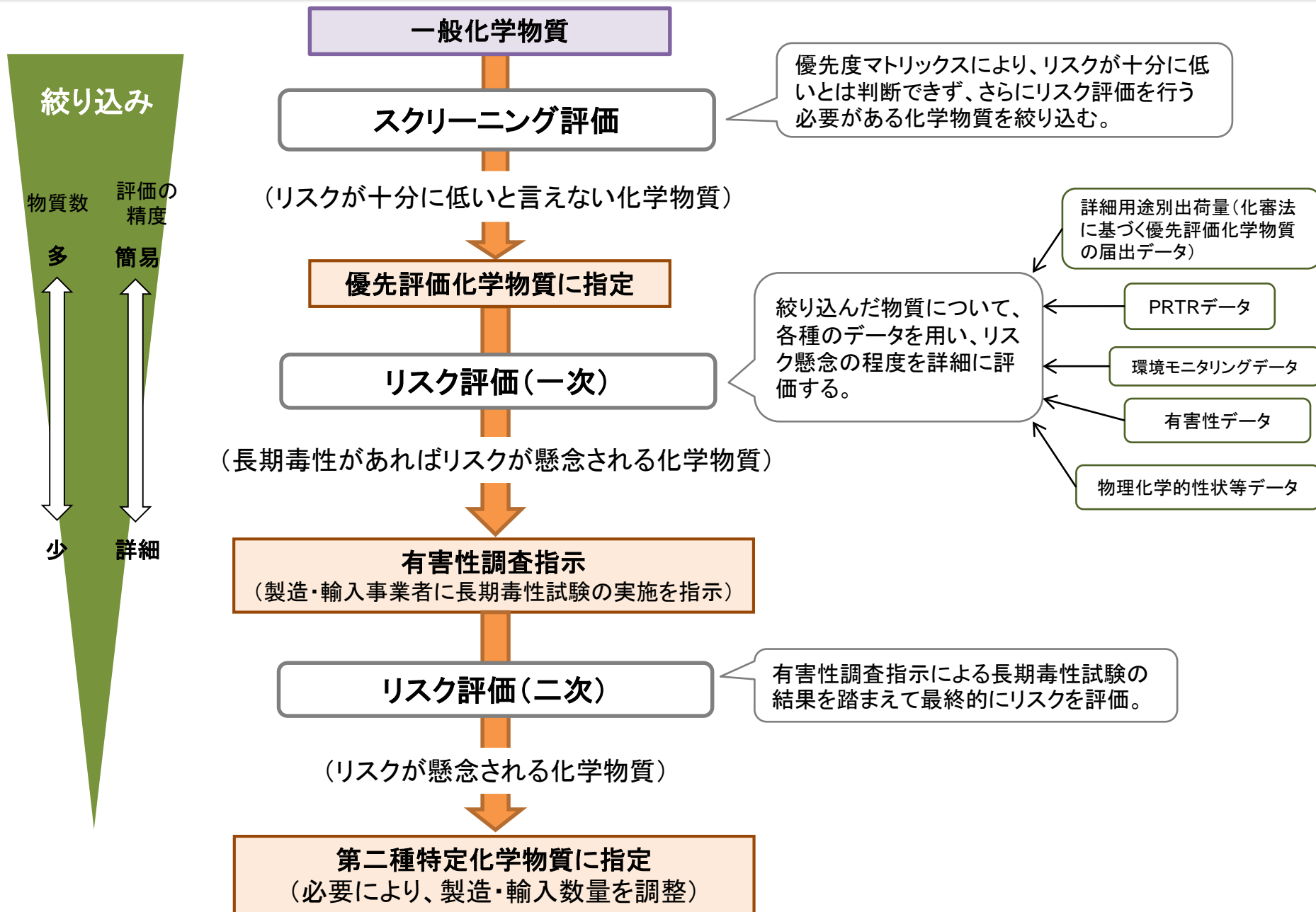
2. 届出内容

- 化審法施行規則で定められた様式
- 前年度の製造数量、輸入数量及び出荷数量について届出
- 用途は約50の用途分類（2桁）で届出（監視化学物質及び優先評価化学物質は用途分類（2桁）と詳細用途分類（1桁）を届出）
- （把握していれば）CAS番号をその他の番号欄に記載

3. 届出の時期

- 書面：4月1日～6月30日
- 電子・光ディスク：4月1日～7月31日

I - 5. 化審法における上市後の化学物質のリスク評価の流れ



I - 6. 優先度マトリックスを用いたスクリーニング評価

○それぞれの一般化学物質について、暴露クラス（推計排出量の大きさ）及び有害性クラス（有害性の強さ）を付与し、以下のマトリックスを用いてスクリーニング評価（リスクが十分に小さいとは言えない化学物質の選定）が行われる。

【人・健康】

一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

【生態】

水生生物の生態毒性試験データ(藻類・甲殻類・魚類)に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

【総推計環境排出数量】

・製造・輸入数量等の届出情報
・分解性の判定結果
から推計環境排出数量を算出し、
暴露クラスを設定(毎年更新)

暴露クラス	総推計環境排出数量
クラス1	10,000トン以上
クラス2	1,000 - 10,000トン
クラス3	100 - 1000トン
クラス4	10 - 100トン
クラス5	1-10トン
クラス外	1トン未満

		有害性クラス					
		強 ←				→ 弱	
		1	2	3	4	外	
暴露クラス	大	1	高	高	高	高	外
		2	高	高	高	中	外
		3	高	高	中	中	外
		4	高	中	中	低	外
	小	5	中	中	低	低	外
		外	外	外	外	外	

リスクが十分に低いと判断できない

優先評価化学物質

一般化学物質

優先度「中」「低」は必要に応じてエキスパートジャッジで優先評価化学物質に指定

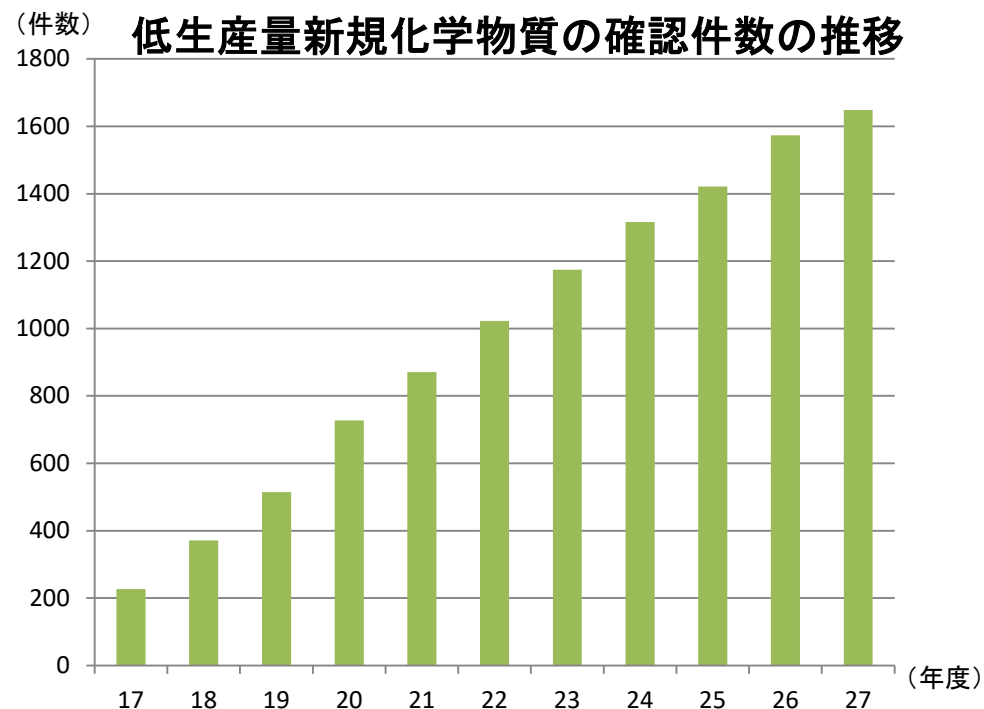
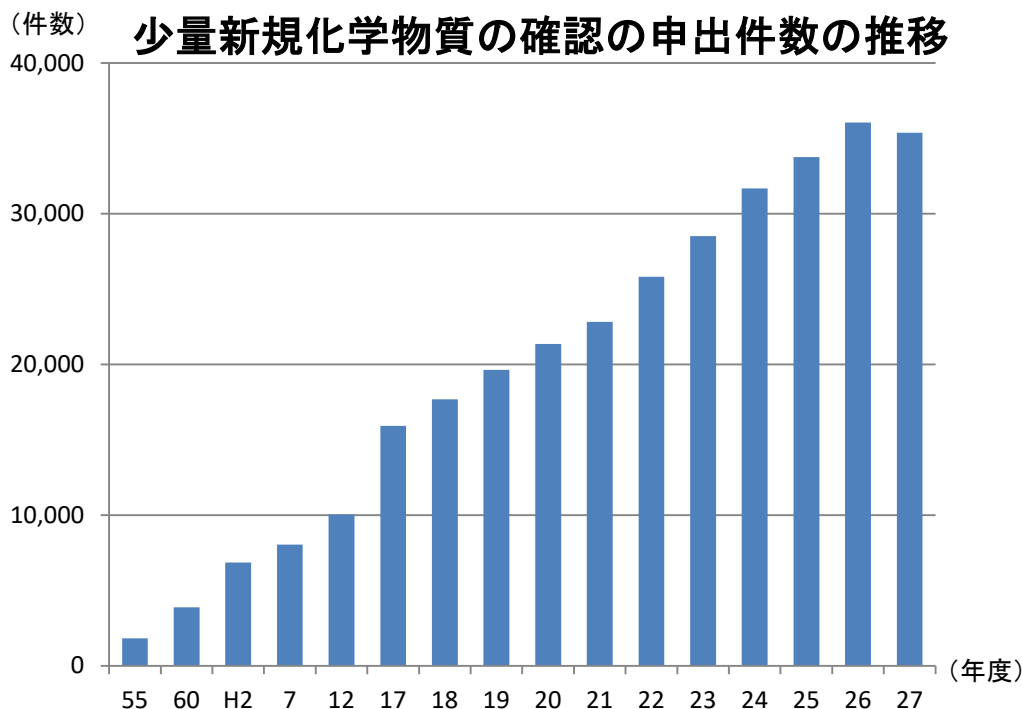
Ⅱ．新審査特例制度の内容

少量新規化学物質、低生産量新規化学物質確認制度
が新しくなります（平成31年1月施行）

1．制度見直しの概要

Ⅱ - 1 - 1. 審査特例制度の見直しの必要性

- ▶ 少量新規と低生産量新規の届出件数は毎年増加。これに伴い、国による数量調整件数も増加。



(件数)	H23FY	H27FY
少量新規	28,519	35,360
うち数量調整	3,138	4,276

(件数)	H23FY	H27FY
低生産量新規	1,175	1,648
うち数量調整	143	248

Ⅱ - 1 - 2. 全国数量上限に基づく数量確認の不確かさによる問題

○数量調整の増大による、数量確認の不確かさにより、化学メーカーの直接的な損失ばかりか、サプライチェーン全体のビジネスの消滅、生産拠点の海外移転を誘因。研究・開発拠点の移転にも至るとの懸念が増している。

1. 予定数量に満たない数量しか確認されず、減らされた分だけビジネスの規模が縮小。
⇒少量・高価な新規化学物質を製造・販売する国内中小化学メーカーにとって、特に大きな痛手。

2. 数量調整により、サプライチェーン全体にわたってビジネスが消滅。
⇒これによって海外企業連合に市場を譲る事例も。

3. 数量調整によって予見可能性が低下することによるビジネスの不確かさを避けるため、化学メーカーと化学物質の譲渡先である電気・電子メーカーが海外に生産拠点を移している例も見られる。

II - 1 - 3. 少量新規、低生産量新規化学物質確認制度の見直し概要

- 特例制度の全国数量上限について、現在の「製造・輸入数量」を人健康や生態系への安全性の確保を前提に見直す。
- これまでと同様に環境への負荷が増えることがないように、全国数量上限を「用途情報」も加味した「環境排出数量」に変更することで、数量調整を受ける事例が減少し、個々の事業計画の予見可能性を高めることに貢献。
- 製造・輸入数量から環境排出数量に換算する際には、用途別の排出係数（既にスクリーニング評価・リスク評価で利用）を安全側に立ち、整理して活用する。

変更前

	個社数量上限	全国数量上限
少量新規	1トン (製造・輸入数量)	1トン (製造・輸入数量)
低生産量新規	10トン (製造・輸入数量)	10トン (製造・輸入数量)

変更後

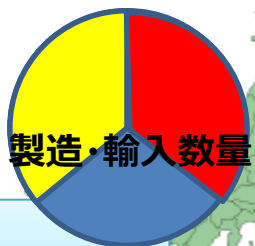
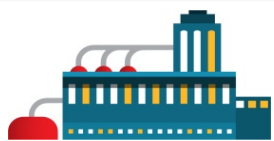
	個社数量上限	全国数量上限
少量新規	1トン (製造・輸入数量)	1トン (環境排出数量)
低生産量新規	10トン (製造・輸入数量)	10トン (環境排出数量)

II - 1 - 4 .少量新規、低生産量新規化学物質確認制度の見直し概要

- 国内総量規制について、製造・輸入数量から、環境排出数量（製造・輸入数量に用途別の排出係数を乗じた数量）に変更することにより、事業者の予見可能性が高まる。

変更前：国内総量規制（製造・輸入数量）

- 新規化学物質A
→ 1トン（予定数量・製造）
→ **333kg（数量確認後・製造）**



- 新規化学物質A
→ 1トン（予定数量・製造）
→ **333kg（数量確認後・製造）**



- 新規化学物質A
→ 1トン（予定数量・製造）
→ **333kg（数量確認後・製造）**

変更後：国内総量規制（環境排出数量）

- 新規化学物質A
→ 1トン（予定数量・製造）
→ 用途：電気材料又は電子材料
→ **1トン（数量確認後・製造）**



- 新規化学物質A
→ 1トン（予定数量・製造）
→ 用途：電気材料又は電子材
→ **1トン（数量確認後・製造）**



- 新規化学物質A
→ 1トン（予定数量・製造）
→ 用途：電気材料又は電子材料
→ **1トン（数量確認後・製造）**

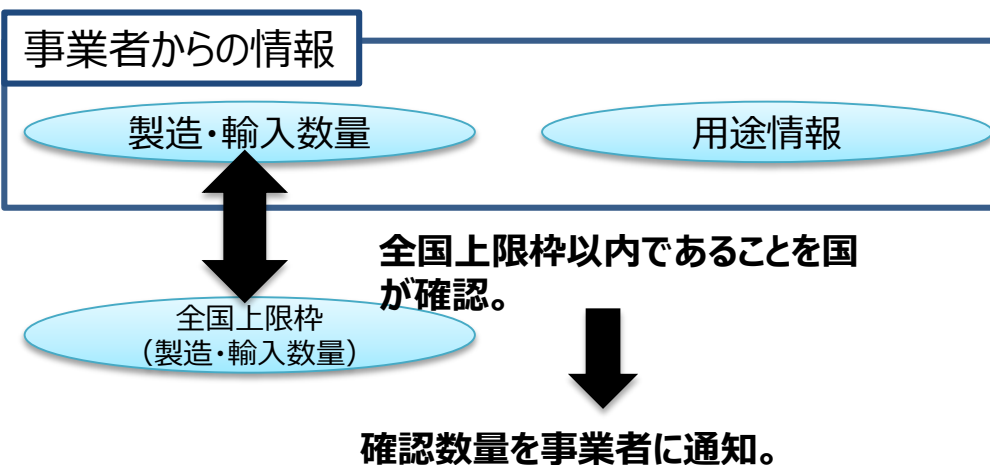
・例えば、「電気材料又は電子材料」の排出係数として0.01を用いると、製造量1トンの環境排出数量は10キロで、3社の合計排出量は30キロとなり、数量調整は不要となる。

- ✓ 用途を考慮した排出係数を活用することで、数量調整が減少し、製造・輸入数量は増加。
- ✓ 数量調整による不確かさが解消され、事業者の予見可能性が向上。

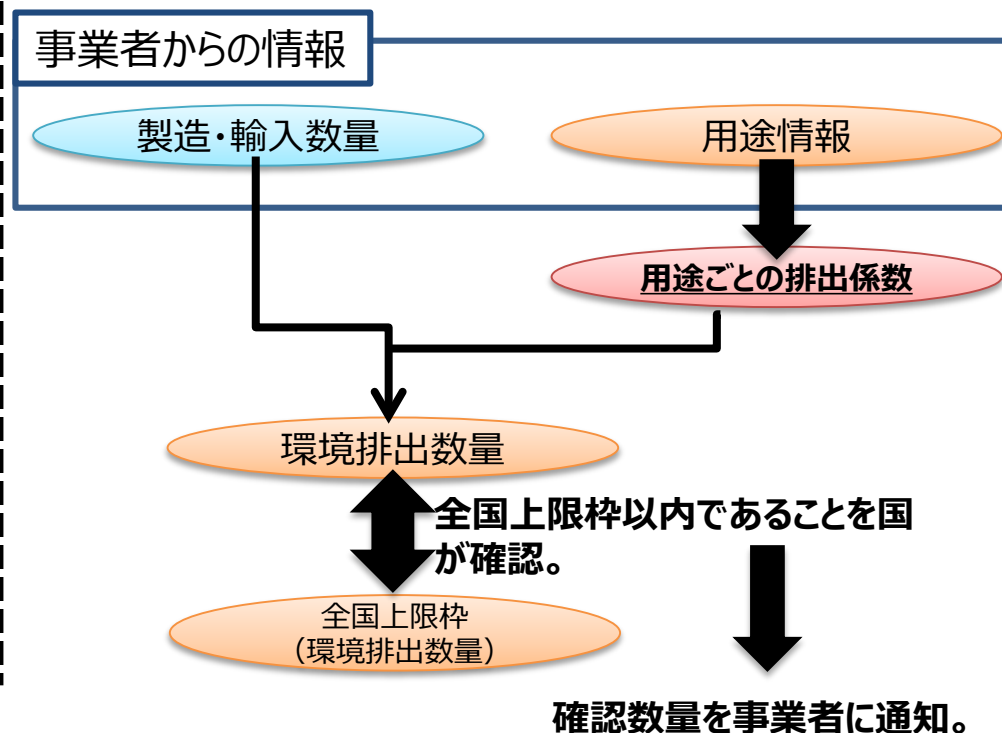
II - 1 - 5. 少量新規、低生産量新規化学物質確認制度の見直し概要

- 今般の合理化を進めるためには、用途情報の重要性が増すことから、用途情報の正確性を担保するためにも、事業者から追加情報を求める。
- 事業者からの追加情報の収集に当たっては、事業者に過度な負担とならないようにしつつ、国が用途情報をきちんと確認できる体制を構築。

合理化前：全国上限（製造・輸入数量）



合理化後：全国上限（環境排出数量）



II - 1 - 6 .環境排出数量の確認の考え方 少量新規、低生産共通

1物質に係る1社の
 申出上限
 少量新規1トンまで
 低生産10トンまで

申出情報

申出数量

用途番号

製造・輸入量

排出係数

国の確認対象

推計環境排出数量

同一物質についての
 推計環境排出数量が
 1トンを超える場合
 は、1トンにおさま
 るように調整される。

確認環境排出数量

ケース1：中間物を1トン製造

$$1 \text{ (トン)} \times 0.004 = 0.004$$

ケース2：接着剤用溶剤を1トン製造

$$1 \text{ (トン)} \times 0.9 = 0.9$$

ケース3：申出時点で用途が確定していない物質を1トン製造（用途証明書なし）

$$1 \text{ (トン)} \times 1 = 1$$

合計1トン
 に収まるよ
 うに数量調
 整される
 (少量新規
 の場合)

Ⅱ. 新審査特例制度の内容

2. 少量新規化学物質の申出

- ① 申出様式の変更
- ② 申出物質の構造情報の提出
- ③ 用途証明書を作成
- ④ 申出方法の多様化
- ⑤ 数量調整と確認通知

Ⅱ - 2 .新たな少量新規化学物質の申出

平成31年度（平成31年1月受付）より、少量新規の確認申出が変わります。

【主な変更点】

- 申出は、1物質1用途ごとに行うこととなります（同一物質でも複数の用途がある場合は複数の申出が必要）。複数の用途を1申出にまとめることも可能ですが（**6用途まで**）、その場合は最大の排出係数が適用されます。
 - i. 申出様式が変更になります。
 - ii. 用途証明書類の添付が原則必要になります。
 - iii. 申出物質の構造情報を電子媒体で提出することになります。
- 用途証明書類の添付がない場合、排出係数は1が適用され、1回あたりの確認上限は100 kg。申出数量又は当該物質に係る国内環境排出数量の合計が1トンに達するまで確認を継続。
- 申出の電子化を推進します。書面申出は年4回、電子申出のみ年10回受付。
（光ディスクの場合は年4回受付）
※製造・輸入者ごとの申出数量は、これまでどおり1トンを上限とします。

II - 2 - ①. 申出様式の変更 少量新規

● 電算処理コード欄を中心に申出様式を変更。

【少量新規確認申出のイメージ】

(～平成30年度)

(平成31年度 (平成31年1月受付分～))

様式第9 (第4条第1項関係) (別紙2)
少量新規化学物質製造・輸入申出書

事業場の名称	
所在地	
新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)	
新規化学物質の物理化学的性状	成分組成
届出を受けようとする年度 (製造・輸入を行うとする年度)	
製造予定数量又は輸入予定数量	kg
新規化学物質の用途	
新規化学物質を輸入しようとする場合は、当該新規化学物質が製造される国又は地域を	
参考事項	

備考
1. 届出の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 事業場の名称、所在地は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合には、当該新規化学物質が製造される国又は地域名を記入すること。
3. 参考事項の欄は、適宜の欄 (製造数量、実証数量) 等を記載すること。なお、参考事項は新付事項とすることができる。
4. 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
5. 届入については、申出書の宛先に当該届出に係る発着郵便、到着者氏名及び連絡先 (電話番号) を記載すること。
6. 此表を複製し、押印することによって、有効とすることができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号の届出を受けたため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1項の規定により上記のとおり申します。

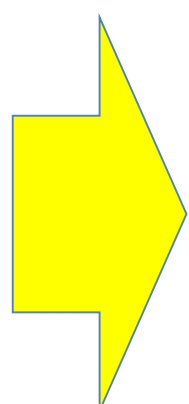
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
〒 大 区

(少量新規化学物質電算処理コード)
① 電算処理コード (15桁)
② 届出年度 (1桁)
③ 届出数量 (1桁)
④ 届出数量 (1桁)
⑤ 届出数量 (1桁)
⑥ 届出数量 (1桁)
⑦ 届出数量 (1桁)
⑧ 届出数量 (1桁)
⑨ 届出数量 (1桁)
⑩ 届出数量 (1桁)
⑪ 届出数量 (1桁)
⑫ 届出数量 (1桁)
⑬ 届出数量 (1桁)
⑭ 届出数量 (1桁)
⑮ 届出数量 (1桁)
⑯ 届出数量 (1桁)
⑰ 届出数量 (1桁)
⑱ 届出数量 (1桁)
⑲ 届出数量 (1桁)
⑳ 届出数量 (1桁)
㉑ 届出数量 (1桁)
㉒ 届出数量 (1桁)
㉓ 届出数量 (1桁)
㉔ 届出数量 (1桁)
㉕ 届出数量 (1桁)
㉖ 届出数量 (1桁)
㉗ 届出数量 (1桁)
㉘ 届出数量 (1桁)
㉙ 届出数量 (1桁)
㉚ 届出数量 (1桁)
㉛ 届出数量 (1桁)
㉜ 届出数量 (1桁)
㉝ 届出数量 (1桁)
㉞ 届出数量 (1桁)
㉟ 届出数量 (1桁)
㊱ 届出数量 (1桁)
㊲ 届出数量 (1桁)
㊳ 届出数量 (1桁)
㊴ 届出数量 (1桁)
㊵ 届出数量 (1桁)
㊶ 届出数量 (1桁)
㊷ 届出数量 (1桁)
㊸ 届出数量 (1桁)
㊹ 届出数量 (1桁)
㊺ 届出数量 (1桁)
㊻ 届出数量 (1桁)
㊼ 届出数量 (1桁)
㊽ 届出数量 (1桁)
㊾ 届出数量 (1桁)
㊿ 届出数量 (1桁)

連絡担当者: 部署 住所: 甲
氏名 氏名
E-mailアドレス



様式第9 (第4条第1項第1号関係) 少量新規化学物質製造・輸入申出書

事業場の名称	
所在地	
新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)	
新規化学物質の物理化学的性状	
成分組成	
届出を受けようとする年度 (製造・輸入を行うとする年度)	
製造予定数量又は輸入予定数量	
新規化学物質の用途番号	
新規化学物質を輸入しようとする場合には、当該新規化学物質が製造される国又は地域を	
参考事項	

備考
1. 届出の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合には、当該新規化学物質が製造される国又は地域名を記入すること。
3. 新規化学物質の構造式又は示性式に関する情報は、mol形式によるファイルを電子データで提出すること。mol形式によるファイルの作成は信頼性のあるソフトウェアを使用すること。
4. 参考事項の欄は、適宜の欄 (製造数量、実証数量) 等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
5. 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
6. 届入については、申出書の宛先に当該届出に係る発着郵便、到着者氏名及び連絡先 (電話番号) を記載すること。
7. 此表を複製し、押印することによって、有効とすることができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第6条第1項第1号の規定により、上記のとおり申します。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
〒 大 区

(少量新規化学物質電算処理コード)
① 届出年度 (1桁)
② 届出数量 (1桁)
③ 届出数量 (1桁)
④ 届出数量 (1桁)
⑤ 届出数量 (1桁)
⑥ 届出数量 (1桁)
⑦ 届出数量 (1桁)
⑧ 届出数量 (1桁)
⑨ 届出数量 (1桁)
⑩ 届出数量 (1桁)
⑪ 届出数量 (1桁)
⑫ 届出数量 (1桁)
⑬ 届出数量 (1桁)
⑭ 届出数量 (1桁)
⑮ 届出数量 (1桁)
⑯ 届出数量 (1桁)
⑰ 届出数量 (1桁)
⑱ 届出数量 (1桁)
⑲ 届出数量 (1桁)
⑳ 届出数量 (1桁)
㉑ 届出数量 (1桁)
㉒ 届出数量 (1桁)
㉓ 届出数量 (1桁)
㉔ 届出数量 (1桁)
㉕ 届出数量 (1桁)
㉖ 届出数量 (1桁)
㉗ 届出数量 (1桁)
㉘ 届出数量 (1桁)
㉙ 届出数量 (1桁)
㉚ 届出数量 (1桁)
㉛ 届出数量 (1桁)
㉜ 届出数量 (1桁)
㉝ 届出数量 (1桁)
㉞ 届出数量 (1桁)
㉟ 届出数量 (1桁)
㊱ 届出数量 (1桁)
㊲ 届出数量 (1桁)
㊳ 届出数量 (1桁)
㊴ 届出数量 (1桁)
㊵ 届出数量 (1桁)
㊶ 届出数量 (1桁)
㊷ 届出数量 (1桁)
㊸ 届出数量 (1桁)
㊹ 届出数量 (1桁)
㊺ 届出数量 (1桁)
㊻ 届出数量 (1桁)
㊼ 届出数量 (1桁)
㊽ 届出数量 (1桁)
㊾ 届出数量 (1桁)
㊿ 届出数量 (1桁)

連絡担当者: 部署 住所: 甲
氏名 氏名
E-mailアドレス

II - 2 - ①. 申出様式の変更 少量新規

● 少量新規申出は、物質ごとから、物質ごと用途ごとに変更

様式第9（第6条第1項第1号関係）

少量新規化学物質製造・輸入申出書

事業場の名称	
所在地	
新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）	
新規化学物質の物理化学的性状	
成分組成	
確認を受けようとする年度 （製造・輸入を行おうとする年度）	
製造予定数量又は輸入予定数量	
新規化学物質の用途番号	
新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名	
参考事項	

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。
- 新規化学物質の構造式又は示性式に関する情報は、mol形式によるファイルを電子データで提出すること。mol形式によるファイルの作成が困難な物質は、その製法等の情報を添付すること。
- 参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
- 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
- 法人にあっては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 用途を証明する書類を添付すること。用途を証明する書類を添付できない場合は、その理由を参考事項の欄に記載すること。

描画ソフトで描画した化学構造を記載
（申出システム利用の場合は自動的に描画されます）

当該物質の当該用途に係る申出数量を記載。
ただし、同一物質の申出数量合計は1申出者で1トンまでとなっているので、複数用途の申出を行う場合は注意すること。

用途コードを記載
※原則、1用途で1申出

前年度申出に係る情報等、参考情報を記載。
用途証明書に物質名が記載されていない場合の、物質名と商品名のひも付けも本欄に記載。例：「商品名：●●」用途証明書が添付できない場合は、その理由を記載。

II - 2 - ①. 申出様式の変更 少量新規

● 電算処理コード欄を中心に申出様式を変更。

【少量新規確認申出のイメージ】

(～平成30年度)

(平成31年度 (平成31年1月受付分～))

様式第9 (第4条第1項関係) (別紙2)
少量新規化学物質製造・輸入申出書

事業場の名称	
所在地	
新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)	
新規化学物質の物理化学的性状	成分組成
届出を改訂しようとする年度 (製造・輸入を行うとする年度)	
製造予定数量又は輸入予定数量	kg
新規化学物質の用途	
新規化学物質を輸入しようとする事柄によっては、輸送開始時期(輸送開始予定日)を記入してください。	
参考事項	

備考
1. 届出の大きさは、法定工業規格Aとする。
2. 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。
3. 参考事項の欄は、適宜の事項 (製造数量、実数数量) 等を記載すること。なお、参考事項は新付事項とすることができる。
4. 申出事項については、参考となるべき事項を添付することができる。
5. 届入にあつては、申出書の表題に当該届出に係る届出番号、届出者氏名及び連絡先 (電話番号) を記載すること。
6. 此表を記載し、押印することによって、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号の届出を受けたため、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1項の規定により上記のとおり申出します。

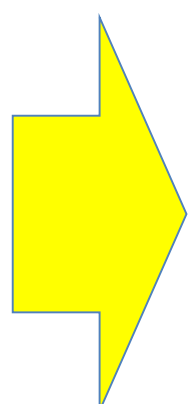
年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

(少量新規化学物質電算処理コード)
① 届出コード (10桁)
② 届出年度 (2桁)
③ 届出者番号 (10桁)
④ 届出種別 (1桁)
⑤ 届出内容 (10桁)
⑥ 届出数量 (10桁)
⑦ 届出用途 (10桁)
⑧ 届出用途 (10桁)
⑨ 届出用途 (10桁)
⑩ 届出用途 (10桁)
⑪ 届出用途 (10桁)
⑫ 届出用途 (10桁)
⑬ 届出用途 (10桁)
⑭ 届出用途 (10桁)
⑮ 届出用途 (10桁)
⑯ 届出用途 (10桁)
⑰ 届出用途 (10桁)
⑱ 届出用途 (10桁)
⑲ 届出用途 (10桁)
⑳ 届出用途 (10桁)
㉑ 届出用途 (10桁)
㉒ 届出用途 (10桁)
㉓ 届出用途 (10桁)
㉔ 届出用途 (10桁)
㉕ 届出用途 (10桁)
㉖ 届出用途 (10桁)
㉗ 届出用途 (10桁)
㉘ 届出用途 (10桁)
㉙ 届出用途 (10桁)
㉚ 届出用途 (10桁)
㉛ 届出用途 (10桁)
㉜ 届出用途 (10桁)
㉝ 届出用途 (10桁)
㉞ 届出用途 (10桁)
㉟ 届出用途 (10桁)
㊱ 届出用途 (10桁)
㊲ 届出用途 (10桁)
㊳ 届出用途 (10桁)
㊴ 届出用途 (10桁)
㊵ 届出用途 (10桁)
㊶ 届出用途 (10桁)
㊷ 届出用途 (10桁)
㊸ 届出用途 (10桁)
㊹ 届出用途 (10桁)
㊺ 届出用途 (10桁)
㊻ 届出用途 (10桁)
㊼ 届出用途 (10桁)
㊽ 届出用途 (10桁)
㊾ 届出用途 (10桁)
㊿ 届出用途 (10桁)

連絡担当者: 姓 名 住所 甲
..... 氏名 電話
..... 氏名 電話



様式第9 (第6条第1項第1号関係)
少量新規化学物質製造・輸入申出書

事業場の名称	
所在地	
新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)	
新規化学物質の物理化学的性状	
成分組成	
届出を受けようとする年度 (製造・輸入を行うとする年度)	
製造予定数量又は輸入予定数量	
新規化学物質の用途番号	
新規化学物質を輸入しようとする事柄によっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名	
参考事項	

備考
1. 届出の大きさは、日本工業規格Aとする。
2. 事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。
3. 新規化学物質の構造式又は示性式に関する情報は、w3形式によるファイルを電子データで提出すること。w3形式によるファイルの作成は任意であり、その提出等の義務を課すること。
4. 参考事項の欄は、適宜の事項 (製造数量、実数数量) 等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
5. 申出事項については、参考となるべき事項を添付することができる。
6. 届入にあつては、申出書の表題に当該届出に係る届出番号、届出者氏名及び連絡先 (電話番号) を記載すること。
7. 此表を記載し、押印することによって、署名することができる。
8. 用途を記載する事項を添付すること。用途を記載する事項を添付できない場合は、その理由を参考事項の欄に記載すること。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第6条第1項第1号の規定により、上記のとおり申出します。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

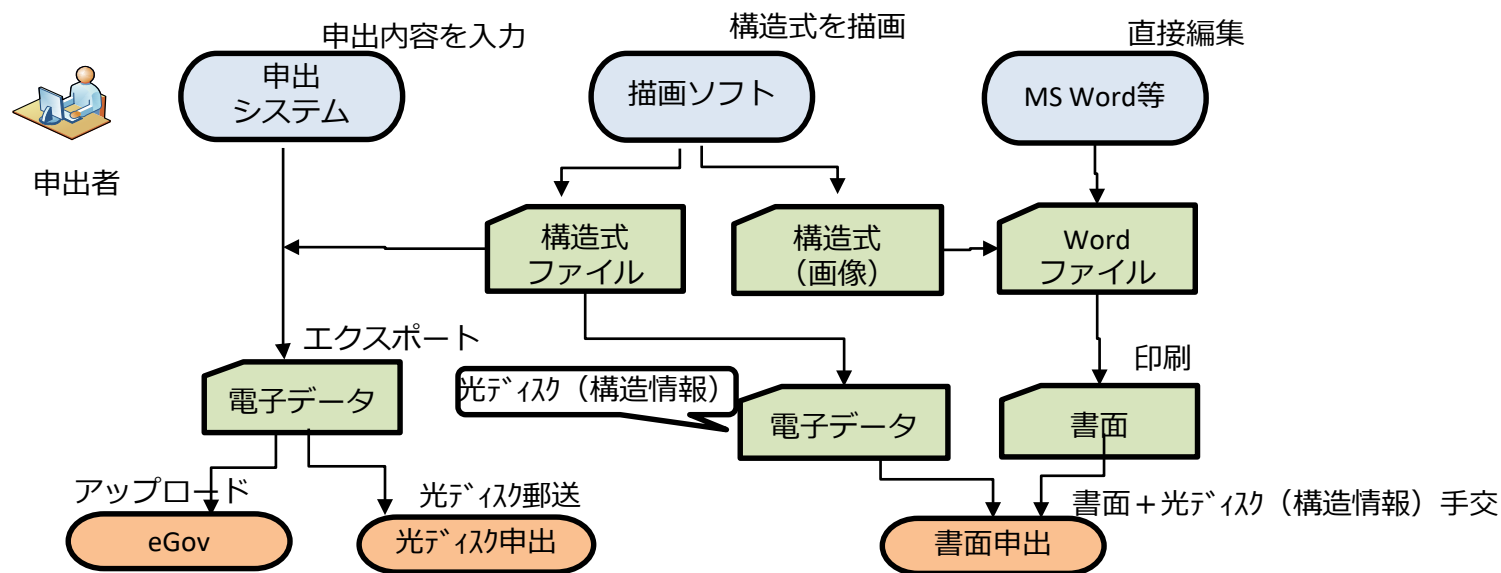
(少量新規化学物質電算処理コード)
① 届出コード (10桁)
② 届出年度 (2桁)
③ 届出者番号 (10桁)
④ 届出種別 (1桁)
⑤ 届出内容 (10桁)
⑥ 届出数量 (10桁)
⑦ 届出用途 (10桁)
⑧ 届出用途 (10桁)
⑨ 届出用途 (10桁)
⑩ 届出用途 (10桁)
⑪ 届出用途 (10桁)
⑫ 届出用途 (10桁)
⑬ 届出用途 (10桁)
⑭ 届出用途 (10桁)
⑮ 届出用途 (10桁)
⑯ 届出用途 (10桁)
⑰ 届出用途 (10桁)
⑱ 届出用途 (10桁)
⑲ 届出用途 (10桁)
⑳ 届出用途 (10桁)
㉑ 届出用途 (10桁)
㉒ 届出用途 (10桁)
㉓ 届出用途 (10桁)
㉔ 届出用途 (10桁)
㉕ 届出用途 (10桁)
㉖ 届出用途 (10桁)
㉗ 届出用途 (10桁)
㉘ 届出用途 (10桁)
㉙ 届出用途 (10桁)
㉚ 届出用途 (10桁)
㉛ 届出用途 (10桁)
㉜ 届出用途 (10桁)
㉝ 届出用途 (10桁)
㉞ 届出用途 (10桁)
㉟ 届出用途 (10桁)
㊱ 届出用途 (10桁)
㊲ 届出用途 (10桁)
㊳ 届出用途 (10桁)
㊴ 届出用途 (10桁)
㊵ 届出用途 (10桁)
㊶ 届出用途 (10桁)
㊷ 届出用途 (10桁)
㊸ 届出用途 (10桁)
㊹ 届出用途 (10桁)
㊺ 届出用途 (10桁)
㊻ 届出用途 (10桁)
㊼ 届出用途 (10桁)
㊽ 届出用途 (10桁)
㊾ 届出用途 (10桁)
㊿ 届出用途 (10桁)

連絡担当者: 姓 名 住所 甲
..... 氏名 電話
..... 氏名 電話

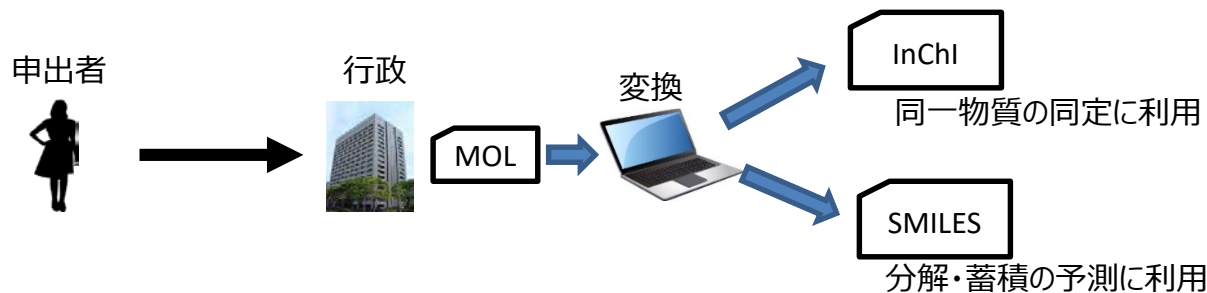
Ⅱ - 2 - ②. 申出物質の構造情報の提出（利用イメージ） 少量新規

- MOL形式の構造情報ファイルは電子データで届け出てもらふことにより行政側で同一物質の同定等が可能となる。

【申出者側の作業イメージ】



【行政側の利用イメージ】



II - 2 - ②. 申出物質の構造情報の提出(構造式ファイル書き方) 少量新規

《用語の定義》

- **分子式**：分子を表す際に原子と原子数を示した式（例：H₂O）。
- **単一成分**：1つの構造式からなる化合物（中和している塩類は単一成分と見なす）。
- **高分子化合物**：以下の①及び②に該当するもの。
 - ① 1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満であること。
 - ② 数平均分子量が1,000以上であること。
- **無機化合物**：有機化合物でないもの。
- **有機化合物**：i) ~iii) のいずれかに該当する化合物；i) C-C間の共有結合あり、ii) C-H間 or C-X（ハロゲン）間の共有結合あり、iii) C-N間の一重 or 二重結合あり。
- **同定可能**：i) かつii)、又はi) かつiii) の場合；i) 構造式で表現可能、ii) 異性体を特定可能、iii)（置換基がある場合）同一の基本骨格に特定可能な置換基が修飾。
 (ii) の例：o-, m-, p-等、iii) の例：“R-”等の複数の（既知の）置換基をもつ共通主骨格構造）

Start!

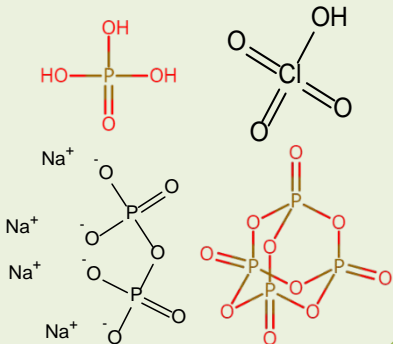
申出対象物質の
描画方法は？

分子式を作成可能な
単一成分？
(無機化合物も含む)

No

Yes

該当する無機化合物の例



1

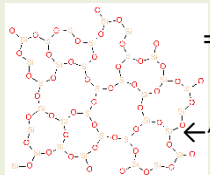
単一成分を
描画

高分子化合物
(ポリマー)？

No

Yes

分子式を作成不可の
無機化合物とは？



= 不定比化合物

←例) 石英ガラス

☑高分子化合物
の記載 * 要注意

2

単量体
を描画

分子式を
作成不可の
無機化合物？

Yes

No

主要な
構成成分の構造は
同定可能？

Yes

☑主成分の記載
* 要注意

4

主成分
を描画

「原料」の
構造は同定可能？

Yes

☑原料の記載
* 要注意

5

原料を描
画

No

構造の推測に参考
となる情報を添
付・入力

II - 2 - ②. 申出物質の構造情報の提出 少量新規

- 申出物質の構造情報は、MOL形式の構造情報ファイル（適切なソフトウェアにより作成）での提出を求める。
- 実際に構造式を描画する際には、以下のソフトのいずれかを利用してもらう。下記以外のソフトについては、別の表記法（SMILESやInChI）への変換の確認ができていないため、少量新規化学物質の申出に用いることができない。

(使用できるソフトウェア)

種類	ソフト名称	対応OS	対応言語	マニュアル	開発元	特徴
有償ソフト	ChemDraw	Windows Mac OS	日本語、 英語	あり（日本語）	PerkinElmer (CambridgeSoft)	・既に利用している事業者が多い
フリーソフト	Marvin JS	Windows Mac OS	英語	あり（日本語）	Chemaxon	・インストール不要のため、社内セキュリティ環境の影響を受けにくい ・NITE MOLファイル作成システムで提供
	BIOVIA Draw	Windows	英語	あり（日本語）	Dassault Systems Biovia	・Webアプリではなくローカル環境で動作するため、インターネットとの接続がない

【ご参考】NITEによる事業者支援

● 構造式ファイル作成関連

NITEホームページ「少量新規化学物質の申出に必要な構造情報について」

URL: <https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou.html#section2>

・ NITE MOLファイル作成システム

URL: <https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou/mol/>

・ 少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス

・ 少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関するFAQ

・ NITE化審法連絡システム「少量新規申出に関するお問合せ」

URL: <https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.html>

NITE MOLファイル作成システム操作画面

少量新規化学物質の申出に必要なMOLファイルの作成

クリア 構造式整形 MOLファイル出力 高さ変更

H
C
N
O
S
F
P
Cl
Br
I
*

マニュアル・注意事項 FAQ 経済産業省 ガイダンス

POWERED BY ChemAxon

NITE化審法連絡システム 「少量新規申出に関するお問合せ」

少量新規申出 に関するお問合せ

タイトル <small>必須</small>	<input type="text" value="128文字以内"/>
お問合せ内容 <small>必須</small>	<input type="text" value="8192文字以内"/>
事業名 <small>必須</small>	<input type="text" value="256文字以内"/>
所属者氏名 <small>必須</small>	<input type="text" value="32文字以内"/>
連絡先メールアドレス <small>必須</small>	<input type="text" value="半角128文字以内"/>
連絡先電話番号 <small>必須</small>	<input type="text" value="13文字以内"/>
添付ファイル (お問合せ)	<input type="button" value="ファイルを選択"/>
<small>・ ファイルは10個まで実行可能です。 ・ ファイル名の最大文字数は140文字です。 ・ ファイルのサイズは最大9MBです。 ・ ファイルの合計サイズは最大9MBです。</small>	
パスワード <small>必須</small>	<input type="text"/>
パスワード (確認) <small>必須</small>	<input type="text"/>

※ 免責事項について

※ 問合せの際には、個別具体的に記載して下さい。

用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表 少量新規、低生産共通 (告示)

用途番号	用途分類	係数	用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004	125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	0.9	126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9	127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
104	金属洗浄用溶剤	0.8	128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8	129	皮革処理剤	0.02
106	その他の洗浄用溶剤（104及び105に掲げるものを除く。）	0.8	130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
107	工業用溶剤（102から106までに掲げるものを除く。）	0.4	131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1	132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
109	その他の溶剤（102から108までに掲げるものを除く。）	1	133	金属製造加工用資材	0.1
110	化学プロセス調節剤	0.02	134	表面処理剤	0.1
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）	0.01	135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0.03
112	水系洗浄剤（工業用のものに限る。）	0.07	136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	0.02
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	1	137	金属等加工油又は防錆油	0.03
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）	1	138	電気材料又は電子材料	0.01
115	塗料又はコーティング剤	0.01	139	電池材料（一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。）	0.03
116	インキ又は複写用薬剤	0.1	140	水処理剤	0.05
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9	141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
118	殺生物剤（成形品に含まれるものに限る。）	0.04	142	熱媒体	0.08
119	殺生物剤（工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。）	0.2	143	不凍液	0.08
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	0.4	144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02	145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
122	芳香剤又は消臭剤	1	146	分離又は精製プロセス剤	0.1
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02	147	燃料又は燃料添加剤	0.004
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05	199	輸出用のもの	0.001

※用途の選択の際には「少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料」にある用途分類の説明等をご確認ください。

用途証明書に記載する用途は、**用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表**から用途番号と用途分類を選択する。用途分類の詳細については、次のURLを参照してください。

(<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiyouto.html>)

*注1:最初に次の4分類から、該当するものを「輸出用のもの」「中間物」「溶剤」「溶剤以外」の順に選択し、次に各用途分類を選択してください。

- 中間物：#101（新規化学物質に化学反応を起こさせて他の化学物質を製造すること）
- 溶剤：#102-109
- 溶剤以外：#110-147
- 輸出用のもの：#199

*注2:溶剤以外のうち、以下の機能用途に該当する場合には、使用目的により用途番号が異なるため、必要に応じて出荷先に確認してください。

- 「着色剤」 → #111-113・115・116・125・126・129
- 「殺生物剤」 → #115・117-120・123・125・126・136・137・140
- 「表面処理剤」 → #112-117・123-132・134・138・144
- 「水系洗浄剤」 → #112・113・125・126・129・130・133
- 「塗料又はコーティング剤」 → #114・115・117・125-131・135・138

Ⅱ－２－③.用途証明書の作成(用途の選択) 少量新規、低生産共通

「用途番号及び用途分類」を選択するための方法は以下の3つ

方法1 『少量新規・低生産量審査特例制度用化学物質用途分類表』を用いる

表の「用途分類」に記載の分類名から選択。この際、「用途分類」各欄の右下に記載されている条件（「・・・に限る。」、「・・・を含む。」、「・・・を除く。」等）を考慮のこと。

方法2 『少量新規・低生産量審査特例制度用用途分類の選択フロー』を用いる

「簡易版」、「詳細版」あり。左上から右下へフローに従い進む。菱形内は「機能」用途が、長方形内は「使用目的」用途が記載されている。

方法3 『少量新規・低生産量審査特例制度用用途分類の選択索引4』を用いる

「用語」から機能を示す用途を索引し、該当する「用途番号及び用途分類」の中から最も適切な用途を選択。

【詳細情報】

NITEホームページ

「少量新規・低生産量審査特例制度に用いる用途分類」 <https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiyouto.html>

○用途証明書の例

- ① 事業者間で締結している売買契約書、品質保証書、納品書等
- ② 用途を限定特記したSDSに、申出物質の使用者が署名押印した書類
- ③ 用途確認書（様式は次のアドレス参照）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtokakuninnsyoset2.doc

○必要な記載事項は以下のとおり。

- ・ 用途証明書の宛先（社名、部署、担当責任者氏名）
- ・ 新規化学物質（又は新規化学物質が含有されている商品）の名称、用途番号及び用途分類
- ・ 使用者（社名、部署、担当責任者氏名、住所）

II - 2 - ③.用途証明書の作成 少量新規、低生産共通

- SDSを用いた用途証明書の作成事例について

事例 1 : 新規化学物質等の使用者は、SDSの受領証を作成する際に、用途証明書に必要な記載事項（前ページ参照）についても記載し、押印又は署名する。

➡申出書に、①SDS及び②使用者が作成した受領証を添付する。

事例 2 : 新規化学物質等の使用者は、SDSの「16.その他の情報」に次の欄が設けられている場合には全て記入し、押印又は署名する。

➡申出書に、SDSを添付する。

用途証明（化審法用）

: 弊社から納入予定の本製品は、以下用途のみに使用することを確認する。

また、弊社から本製品の用途に関して説明や資料提出を求められた際には協力する。

用途番号 :

用途分類 :

会社名 :

住所 :

所属部署 :

氏名 :

印

事例 3 : 新規化学物質等の使用者は、SDSの「16.その他の情報」に次の欄が設けられている場合、用途番号と用途分類を記入するとともに、SDSの受領証に押印又は署名する。

➡少量新規申出書に、①SDS及び②使用者が作成した受領証を添付する。

用途証明（化審法用）

: 弊社から納入予定の本製品は、以下用途のみに使用することを確認する。

また、弊社から本製品の用途に関して説明や資料提出を求められた際には協力する。

用途番号 :

用途分類 :

用途確認書

製造・輸入者を記載。
責任を有する者(部長等)でもよい。

受付コード：

製造・輸入者が
申出書に添付する
際に記入。

平成 年 月 日

使用者を記載。
責任を有する者
(部長等)でもよい。

〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇殿 (※2)

△△△株式会社

代表取締役社長

住所

△△ △△ (※3) 印

署名でもよい。

今般、貴社から譲渡予定の下記1.の化学物質(又は商品)は、下記2.に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

申出書に記載する物質
名称と一致させる。

新規化学物質が含有されて
いる商品の場合、
その名称を記入してもよい。

記

1. 新規化学物質(又は商品)の名称(※4)

2. 1.の新規化学物質(又は商品)の用途番号及び用途分類(※5)

用途番号：

「告示」の用途番号(3ヶ)を正確に記載

用途分類：

「告示」の用途分類を正確に記載

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

Ⅱ - 2 - ③.用途証明書の作成（作成者） 少量新規、低生産共通

○今回の法改正により、全国数量上限が製造・輸入数量から環境排出数量（製造・輸入数量×用途別排出係数）に変更されました。環境排出数量の算出においては、申出物質の用途を確認する必要があるため、申出の際に、原則として、用途が特定できる「使用者」が作成した用途を証明する書類（「用途証明書」という。）のコピーを添付していただきます。

【注意】用途証明書の原本は、製造・輸入者が少なくとも3年間保管すること。

○申出書に添付する用途証明書を作成する者

新規化学物質又はその調合品が48分類のいずれかの用途に使われることを**特定できる使用者※1,2,3**。そのため、原則、工業的に使用※4する調合品、又は家庭用・業務用で使用する製品を製造する者が想定されます。

※注1:環境排出数量は、48分類の用途ごとに設定されていますので、用途証明書はこれらの用途を特定できる使用者が作成する必要があります。

※注2:いわゆる「商社」は使用者には当たりません。ただし、商社が化学物質を輸出する場合には、「輸出用」の用途証明書を作成することができます。なお、用途分類の「輸出用」とは、化学物質又はその調合品を輸出することを指しており、「製品」（成形品又は一般消費者用に小分けされた混合物をいう。）を輸出する場合には該当しません。

※注3:製造・輸入者が自ら使用・輸出する場合には、社内で使用・輸出する責任者が用途証明書を作成することができます。

※注4:工場内で製品又は他の化学物質を製造する際に、その原材料として又は工程で使用するをいいます。

【注意】用途証明書の添付がある申出は、事業の実現性が高いと考えられるため、用途証明書の添付がない申出よりも優先的に製造・輸入の確認数量が配分されます。

Ⅱ - 2 - ③.用途証明書の作成 少量新規、低生産共通

同一物質を一つの事業者が複数の用途に使用する場合

申出者が用途ごとに申出書を作成できるように、使用者は、原則用途ごとに用途証明書を作成してください。ただし、用途ごとの使用量を予測できない又は管理できない場合には、複数の用途を併記した用途証明書を作成してください。

なお、申出者は、使用者から提供される情報を基に用途ごとの使用量を予測できない又は管理できない場合には、複数の用途をまとめて申出を行うこととなります。この場合、環境排出量は最大の排出係数を用いて算出されます。

使用者A（用途証明書作成者）

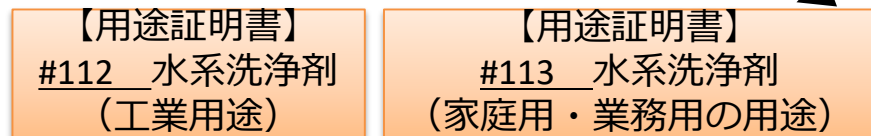
製造・輸入者B（申出書作成者）

複数の用途に使用する場合

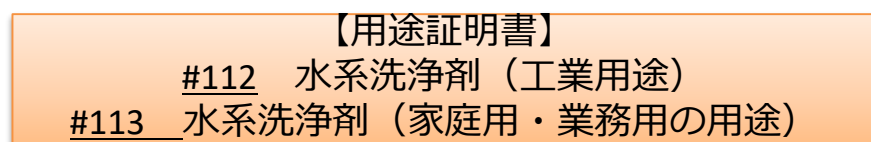
原料



(1) 用途ごとの使用量を予測 & 管理できる場合など



(2) 用途ごとの使用量を予測又は管理できない場合など



※ある物質を複数の用途に使用することを記載した用途証明書を、その中の一部の用途のみに使用する証明書として使用することはできません。

【申出書】
#112 水系
洗浄剤
#113 水系
洗浄剤

※この場合、記載された複数用途のうち最大の排出係数の用途に全量使用されるとの前提で、環境排出量が算出されます。

(参考 1)用途証明書作成者 その1



新規化学物質が調合されて、工業的に使用される場合。

物質の流れ			
ライフサイクル ステージ	製造／輸入	調合	工業的使用
区分	製造者／輸入者	新規化学物質 の使用者	調合品の 使用者
申出時	申出者	用途証明書 作成者	(用途証明書 作成者※)
具体例 (115：塗料又は コーティング剤)	塗料等の成分で ある新規化学物 質を製造	塗料成分を配 合し、塗料を 製造	塗料を購入し、 自動車等に 塗装

※ 28ページ注2の機能用途に該当する場合には、調合品の使用用途により用途番号が異なるため、工業的使用をする者が用途証明書を作成する必要がある場合もあります。

(参考 1) 用途証明書作成者 その2



新規化学物質が調合されて製品となり、家庭やオフィスビル等で使用される場合。

物質の流れ	 出荷	 製品として出荷
ライフサイクル ステージ	製造／輸入	調合
区分	製造者／輸入者	新規化学物質 の使用者
申出時	申出者	用途証明書 作成者
具体例 1 (113：水系洗剤 (家庭用・業務 用))	水系洗剤の成分となる新規化学物質を製造	洗剤メーカー等が水系洗剤成分を配合し、洗剤を製造
具体例 2 (122：芳香剤、消臭 剤)	香りの成分となる新規化学物質を製造	香料メーカーが香りの成分を調合して香料を製造、又は芳香剤メーカーが香りと基材を調合して芳香剤を製造

※製品として家庭・業務で使用される。

(参考 1) 用途証明書作成者 その3

新規化学物質が中間物用途などとして工業的に使用される場合。

物質の流れ	 出荷 	
ライフサイクル ステージ	製造／輸入	工業的使用
区分	製造者／輸入者	新規化学物質 の使用者
申出時	申出者	用途証明書 作成者
具体例 (101：中間物)	中間物となる新規化学 物質を製造	新規化学物質に合成・ 重合反応を起こさせて 別の物質を製造




(参考 1) 用途証明書作成者 その4

新規化学物質が調合されて、輸出される場合。

<p>物質の流れ</p>			
<p>ライフサイクル ステージ</p>	<p>製造／輸入</p>	<p>調合</p>	<p>商社 /輸出</p>
<p>区分</p>	<p>製造者／輸入者</p>	<p>新規化学物質 の使用者</p>	<p>調合品の輸出 者</p>
<p>申出時</p>	<p>申出者</p>	<p>-</p>	<p>用途証明書 作成者 「輸出用」を選択</p>
<p>具体例 (199：輸出 用)</p>	<p>合成樹脂を 製造</p>	<p>合成樹脂に添 加剤を配合</p>	<p>添加剤が入っ た合成樹脂を 輸出</p>

(参考 1) 用途証明書作成者 その5

新規化学物質を製造・輸入した事業者が、調合する場合。

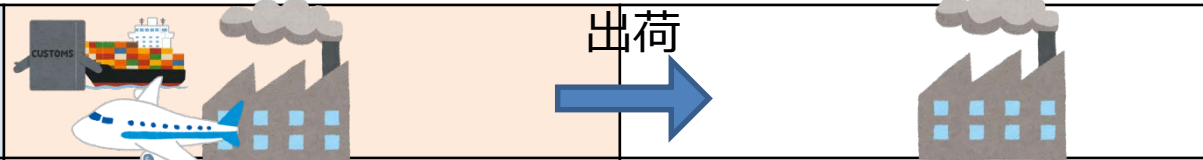
物質の流れ	 出荷  
ライフサイクル ステージ	製造／輸入 & 調合 工業的使用
区分	製造者／輸入者 & 新規化学物質 の使用者 調合品の使用者
申出時	申出者 & 用途証明書 作成者※1 (用途証明書 作成者※2)
具体例 (110：化学プロセ ス調整剤)	触媒等化学プロセス調整剤の成分となる新規化学物質を製造 & 成分を配合し化学プロセス調整剤を製造 化学反応工程で化学プロセス調整剤を使用

※1 用途証明書は、新規化学物質の使用者である調合する部署の責任者が作成する必要があります。

※2 28ページ注2の機能用途に該当する場合には、使用目的により用途番号が異なるため、工業的使用をする者が用途証明書を作成する必要がある場合もあります。

(参考 1) 用途証明書作成者 その6

新規化学物質を含む調合品を輸入する場合。ただし、国内で更に調合する場合は、「その1」をご覧ください。

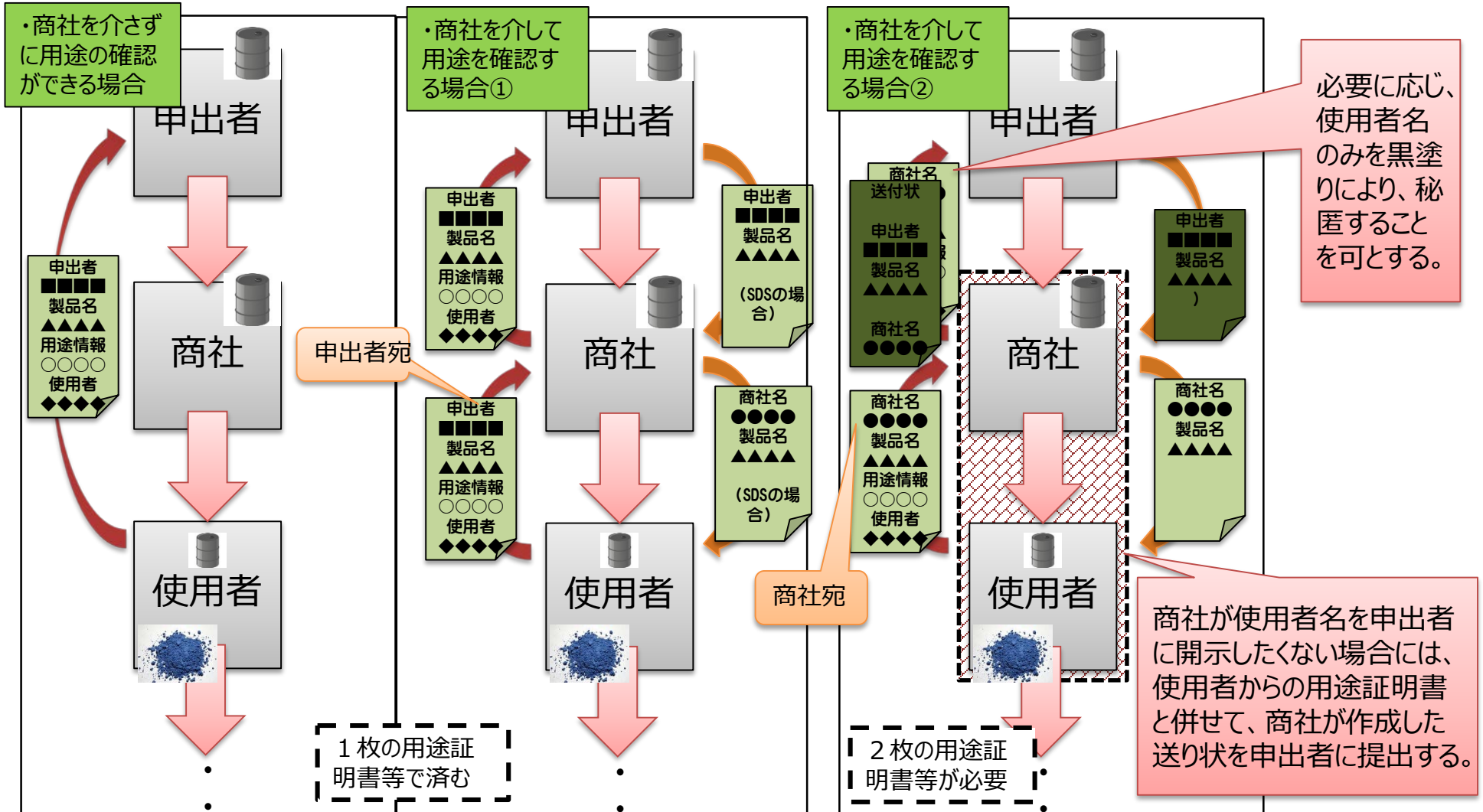
物質の流れ		
ライフサイクル ステージ	<p style="text-align: center;">調合品の輸入 国内で更に調合する場合を除く。</p>	<p style="text-align: center;">工業的使用</p>
区分	<p style="text-align: center;">輸入者 (新規化学物質が使用され た調合品の輸入者)</p>	<p style="text-align: center;">調合品の使用者</p>
申出時	<p style="text-align: center;">申出者 & 用途証明書作成者※1</p>	<p style="text-align: center;">(用途証明書 作成者※2)</p>
<p style="text-align: center;">具体例 (125：合成繊維、 繊維処理剤)</p>	<p style="text-align: center;">新規化学物質が配合された 繊維処理剤を輸入</p>	<p style="text-align: center;">繊維製品を製造するため、織 維処理剤を防災等の加工処理 に使用</p>

※1 国内で更に調合する場合を除き、輸入する部署の責任者が作成することができます。この場合、宛先は不要です。

※2 28ページ注2の機能用途に該当する場合には、使用目的により用途番号が異なるため、工業的使用をする者が用途証明書を作成する必要がある場合もあります。

(参考 2) 商社が介在した場合の確認方法について

- 新規化学物質を実際に使用している**使用者の用途証明書**が必要であるため、商社を介在する場合は、商社ではなく、さらに川下の使用者の用途証明書が必要となります。
- 商社が使用者の情報を秘匿したい場合は、使用者を黒塗りすることによる秘匿は可能です。(商社名の送り状等が別途必要になります。)



Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化（電子化推進） 少量新規、低生産共通

- 少量新規については、電子申出を従来の年4回から年10回受付に増やします。また、光ディスクによる申出を可能とし、年4回受け付けます。
- 低生産については、電子及び光ディスクによる申出の受付を開始します。

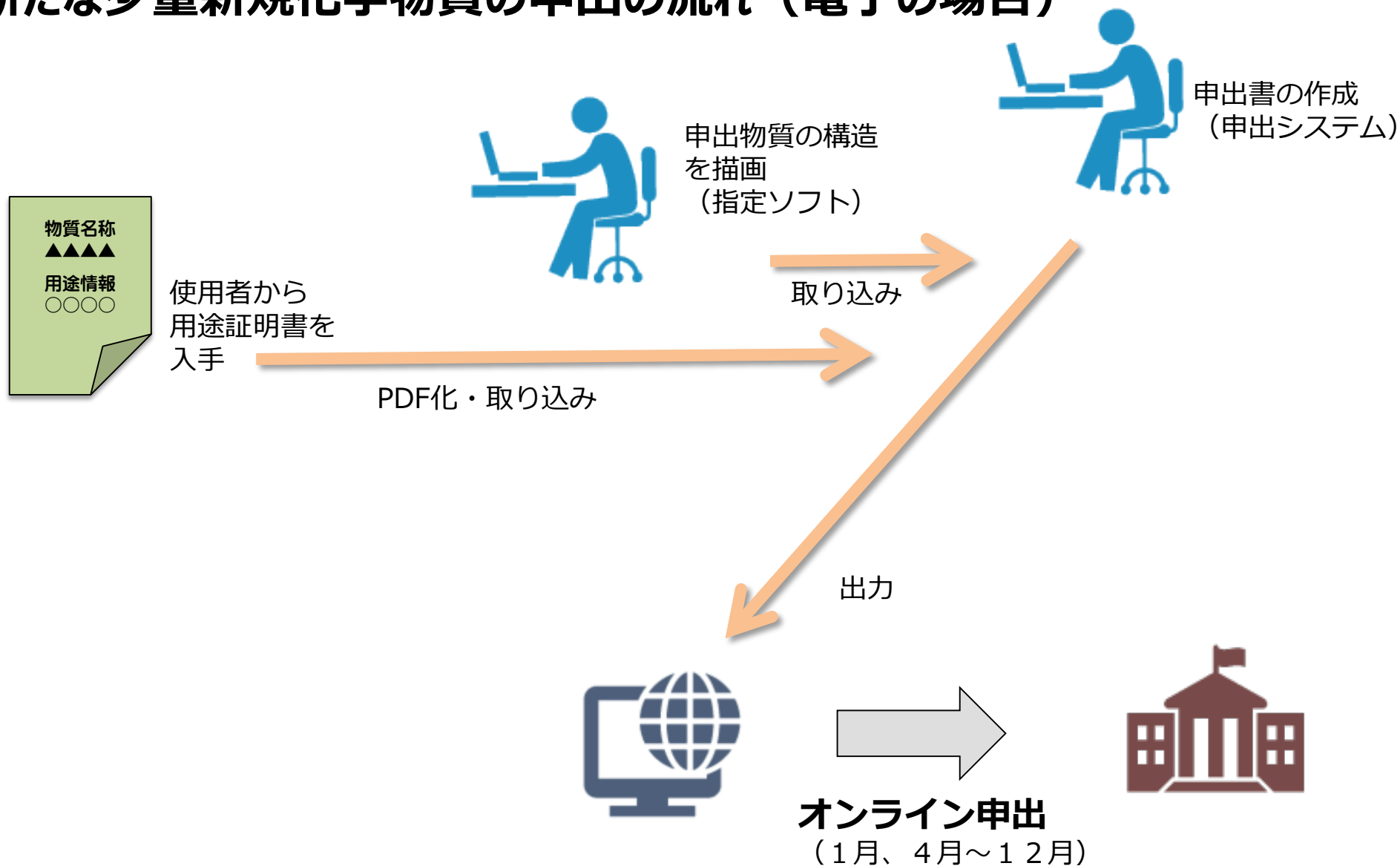
少量新規	申出期間			受付	備考
	第1回	第2回以降	回数		
電子申出	1月20日～30日	4月～12月 (1日～10日)	10回	e-Gov	電子証明書の添付は廃止
光ディスク申出	1月20日～30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	郵送	
書面申出	1月20日～30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	窓口	

* 具体的な申出期間については、別途お知らせをホームページに掲載しますので、そちらをご覧ください。

低生産	申出期間			受付	備考
	第1回	第2回以降	回数		
電子申出	3月1日～10日	4月～3月	13回	e-Gov	電子証明書不要
光ディスク申出	3月1日～10日	4月～3月	13回	郵送	
書面申出	3月1日～10日	4月～3月	13回	郵送	

Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化（電子の場合） 少量新規

新たな少量新規化学物質の申出の流れ（電子の場合）



Ⅱ－２－④.少量新規申出を電子で行う場合の注意事項

I. 電子情報処理組織使用開始申出書の提出

- 電子申出を行う場合は「電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する必要があります。e-Gov利用で必要になるID、パスワードを取得する必要があるため、「電子情報処理組織使用開始申出書」を申出の1ヶ月ほど前までにご提出ください。（詳細な手続き、スケジュールは化審法ホームページでご確認ください）

II. 申出データファイルのサイズが大きい場合はファイル分割

- e-Govの仕様により、一度に添付、送信できるファイルのサイズが100MBまでとなっています。申出データが100MBを超える場合は、お手数ですがファイルを分割の上、e-Govでの送信1回に1ファイルで、複数回送信をお願いします。

III. その他注意事項

- 申出書の物質名称に文字化けが発生している申出書が散見されます。申請前に必ず申出書作成画面及び印刷等でご確認ください。
- 返送先は、必ず申出者の会社名と返送先住所の会社名が同一になるようにしてください。
- e-Gov電子申請システム（データを作成する申出システムを除く）の操作のお問い合わせ等はe-Govヘルプデスクまで。

Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化 少量新規

申出システム メインメニュー

申出システムメインメニュー

ログアウト

申出種別: ● 少量新規 ○ 低生産量

申出者(事業者): コンボボックス

処理年月: コンボボックス 年 コンボボックス 月度

初期設定

初期設定

申出書作成

新規作成 継続作成 転用作成

修正 削除 年月度分全削除

申出書出力

申出書提出

各連絡担当者作成
申出書データ取込

e-Gov申請用
データ出力

受理状況表示

受理状況表示

The screenshot shows a web interface for an application system. At the top, there's a header '申出システムメインメニュー' and a 'ログアウト' button. Below that, there are radio buttons for '少量新規' (selected) and '低生産量'. There are dropdown menus for '申出者(事業者)', '処理年月', and '年度'. A dashed blue box highlights the '初期設定' (Initial Settings) section, which contains an '初期設定' button. Below this is the '申出書作成' (Application Form Creation) section, containing buttons for '新規作成', '継続作成', '転用作成', '修正', '削除', '年月度分全削除', and '申出書出力'. A dashed blue box highlights the '申出書提出' (Application Form Submission) section, containing buttons for '各連絡担当者作成 申出書データ取込', 'e-Gov申請用 データ出力', and '受理状況表示'. A dashed blue box also highlights the '受理状況表示' (Application Status Display) section, containing an '受理状況表示' button. Red callout boxes with arrows point to these sections and specific buttons, providing explanations in Japanese.

申出書の新規作成はこちら

印刷用PDFファイルの出力

e-Govに添付する申出データファイルの出力

前年度申出をした継続案件はこちらから

他の申出データから転用して申出書を策せ得る場合はこちら

受理状況の確認はこちら

Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化 少量新規

申出システム 申出書データ入力画面

申出システムでの管理のために使われるシステム要の管理番号です。受付番号は提出用ファイル作成の際に自動的に付与されます。

当該年度においてすでに申出をしている物質について、個社申出上限に達している、環境排出上限より不確認を受けているといった状況で、新規用途を追加する必要が生じた場合に、本欄にチェックを入れ、用途追加の申出を行うことができます。

社内の管理番号等とのひも付けに利用ください

申出書データ入力		
処理年月: <input type="text" value="ラベル{YYYY年MM月度}"/>	申出者(事業者): <input type="text" value="ラベル{法人番号+法人名}"/>	担当者: <input style="width: 150px;" type="text" value="ラベル{担当者コード+氏名}"/>
申出番号: <input type="text" value="ラベル"/>	社内番号*: <input type="text" value="テキスト"/>	
申出方法 <input checked="" type="radio"/> 製造のみ <input type="radio"/> 輸入のみ <input type="radio"/> 製造と輸入	担当者 部署: <input type="text" value="ラベル"/> 氏名: <input type="text" value="ラベル"/> 電話番号: <input type="text" value="ラベル"/>	電子メールアドレス: <input type="text" value="ラベル"/> FAX番号: <input type="text" value="ラベル"/>
<input type="checkbox"/> 用途追加申出: 用途を追加する申出の受付番号: <input type="text" value="テキスト"/>		
<p>※通常の申出では対処できない案件の場合のみ選択してください。詳細は「手続きについて」をご覧ください。 ※既に得ている確認を一旦取り消しますので、「確認通知書の取り消し願い」を別途郵送で提出してください。</p>		
社内登録名称*: <input type="text" value="テキスト"/>		
事業場の名称*: <input type="text" value="ラベル{代表者の法人名}"/>	<input type="text" value="テキスト"/>	
所在地*: <input type="text" value="テキスト"/>		
新規化学物質の名称*: <input type="text" value="テキスト"/>		
<input type="text" value="ラベル"/>		
	<input type="button" value="上付"/> <input type="button" value="下付"/>	
	<input type="button" value="ローマ"/> <input type="button" value="斜体"/>	
	<input type="button" value="プレビュー"/>	

II - 2 - ④. 申出方法の多様化 少量新規

申出システム 申出書データ入力画面

構造式ファイルを取り込むと構造式が表示されます。

化学構造: <画像を表示>

化学構造について、描画ソフトから出力した構造式ファイルを添付ください。

構造式ファイル作成ガイドに沿って描画対象を選択した結果、構造の推測に参考となる情報を添付することとなった場合、参考情報のPDFファイルを添付ください。

構造の参考となるファイル:

ファイル取込

ファイル削除

[abcdefghijklmn.pdf](#)

申出物質の有り姿について、合計100%となるように組成情報を記載ください。なお、含有率は範囲での記載も可能です。

新規化学物質の物理化学的性状*:

テキスト

成分組成*:

	官報公示整理番号等	官報公示名称等	最小値[%]	最大値[%]	
	テキスト	テキスト	テキスト	テキスト	▲
	テキスト	テキスト	テキスト	テキスト	
	テキスト	テキスト	テキスト	テキスト	▼

追加

削除

残り{n(0以上10以下)}成分追加できます

製造・輸入予定数量を記載ください。(環境排出量ではありません)

申出数量*:

テキスト

kg

確認を受けようとする年度*:

テキスト

年度

新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名または地域名:

テキスト

II - 2 - ④. 申出方法の多様化 少量新規

申出システム 申出書データ入力画面

申出物質の化学構造情報の種類を選択ください。
詳細は構造式ファイル作成ガイドを参照ください。

申出に係る用途について用途番号を記入ください。
原則、1用途です。用途ごとの数量が確定しない等により複数用途をまとめて申出することは可能ですが、その場合は最も排出係数の大きい用途で申出数量全量が使用されるとして調整が行われます。

用途番号*: 用途不明もしくは用途証明なし

用途証明書: [yoto.pdf](#)

その他添付ファイル: [tempfile.pdf](#)

高分子化合物の記載*: 有 無

主成分を記載*: 有 無

原料の記載*: 有 無

その他添付する必要があるファイルがあればこちらから添付ください。

用途番号欄に記載した用途を証明する書類をPDFファイルで添付します。
1つの用途について複数社の証明書があっても添付は代表1件で結構です。
複数用途がある場合は、それぞれの用途についての証明書をまとめて1ファイルとして添付ください。

Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化 少量新規

申出システム 申出書データ入力画面

前年度確認情報等の参考情報を記載ください。
用途証明書に物質名の記載がない場合、物質名
と製品名のひも付けも本欄に記載ください。

参考事項

参考事項: テキスト

過去の確認内容

前年度の申出方法	前年度受付番号	前年度の確認数量	前年度の実績数量
	テキスト	テキスト kg	テキスト kg
	前年度の確認環境排出数量	前年度の実績環境排出数量	
<input type="radio"/> 製造のみ	テキスト kg	テキスト kg	
<input type="radio"/> 輸入のみ			
<input type="radio"/> 製造と輸入	前年度の用途番号		
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

一時保存 登録 戻る

前年度からの継続申出は本欄記載
ください。
継続作成画面を利用した場合は必要
な情報が自動入力されます。

II - 2 - ④. 申出方法の多様化 少量新規

molFileCheckツール画面（書面での申出を行う場合）

- 書面で申出を行う場合も、化学構造の構造式ファイルをCD等で提出していただく必要があります。
- 書面申出の場合は、申出書データと合わせてファイル化できないため、molFileCheckツールでエラーチェックを行ってください。
- molFileCheckツールを利用すると、ツールが受付番号でファイル名を付与します。

出力される構造式ファイルのファイル名は、受付番号になります。法人番号と年度（西暦下二ケタ）を記入ください。申出番号（4桁）はチェックボタンを押下するたびに連番が付与されます。

構造式ファイルのエラーチェックの結果が表示されます。エラーが表示された場合は、申出に利用できる形式で描画されておきませんので、あらためて構造式ファイル作成ガイド等を参照の上、構造描画をお願いします。

molFileCheck

molファイル C:\Users\%a00378\Desktop\mol\Aspirin.mol

出力先フォルダ C:\Users\%a00378\Desktop\mol\出力先フォルダ

受付番号

法人番号(13桁) 1234567890123

年度(2桁) 18

申出番号(4桁) 0002

印刷

参照

チェック

処理結果

[molファイル] C:\Users\%a00378\Desktop\mol\Aspirin.mol

[チェック結果] OK

[メッセージ]

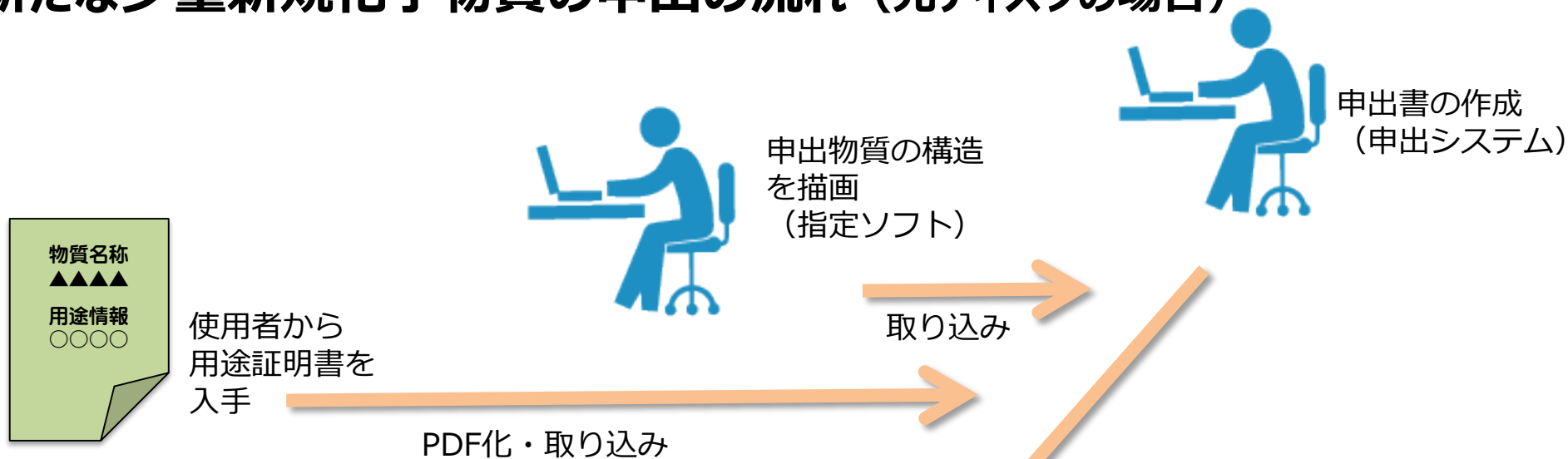
C:\Users\%a00378\Desktop\mol\出力先フォルダ\1234567890123180001.molへのファイルコピーが正常に終了しました。

描画ソフトから出力した構造式ファイルを格納したフォルダを指定ください。

提出用の構造式ファイルを格納するフォルダを指定ください。

II - 2 - ④. 申出方法の多様化（光ディスクの場合） 少量新規

新たな少量新規化学物質の申出の流れ（光ディスクの場合）



・ 代表者の押印が必要。

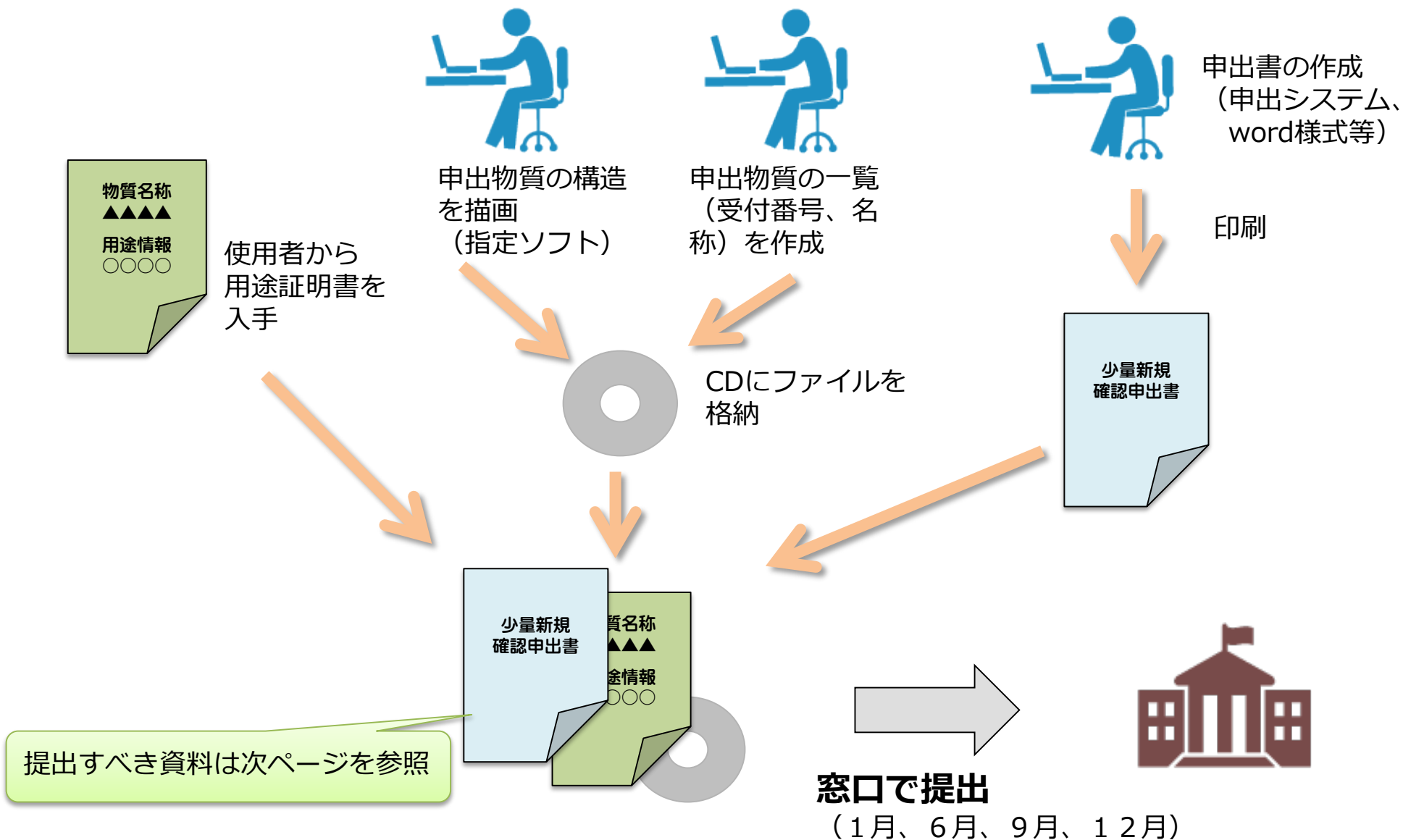
- ・ ファイル名は申出システムで自動付与。
- ・ ファイルは分割する必要なく1ファイルでCDに書き込み。
- ・ CDには企業名、法人番号、申出日を手書き。

郵送

(1月、6月、9月、12月)

Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化（書面の場合） 少量新規

新たな少量新規化学物質の申出の流れ（書面の場合）



Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化（書面の場合に提出するもの） 少量新規

● 書面で提出するもの

- 申出書（正本3部）
- 申出書（コピー1部）
- 用途証明書（コピー3部）
- 申出物質の名称の一覧表（コピー3部）

詳細は「少量新規化学物質の申出
手続について」をご参照ください。

● 光ディスクに格納して提出するもの

- 申出物質の名称の一覧表（様式は別途ホームページに掲載予定）
- 構造式及び示性式ファイル

※ファイル名のつけ方は「少量新規化学物質の申出手続について」を参照のこと。

● その他

- 返信用封筒（切手必要）※誤送を防ぐため、申出者のみに送付します。

Ⅱ - 2 - ④. 申出方法の多様化(電子申出推進とメリット) 少量新規

- 少量新規の申出は、申出件数ベースで電子 5 割・書面 5 割、事業者数ベースで電子 2 割・書面 8 割。電子での申出をより便利なものとし、電子申出への切り替えを進める。

【電子申出の主なメリット】

- ✓ 受付回数が年 4 回から10回に増加する。書面は年 4 回から変更なし。
- ✓ 確認数量の結果が施行文の到達よりも前に速報として入手できる。
- ✓ 過去のデータが蓄積されているため、その情報が次の申出に活用でき、申出書作成が容易になる。
- ✓ 提出前に自動エラーチェックされるので、提出をスムーズに行うことができ、申出に係る負担が軽減される。
(構造式ファイルの適合性もエラーチェック可)
- ✓ 提出のための旅費等の負担がなくなる。

【電子申出の改善】

- ✓ 電子申出の署名方法の見直しにより、現在義務付けている電子証明書の提出が不要となり、事業者IDとパスワード入力のみになる。

【光ディスク申出の主なメリット】

- ✓ 受付回数は年4回だが、郵送での提出ができる。
- ✓ 過去のデータが蓄積されているため、その情報が次の申出に活用でき、申出書作成が容易になる。
- ✓ 提出前に自動エラーチェックされるので、提出をスムーズに行うことができ、申出に係る負担が軽減される。
(構造式ファイルの適合性もエラーチェック可)
- ✓ 提出のための旅費等の負担がなくなる。

- 一の新規化学物質について、少量新規化学物質申出に係る環境排出数量の合計が、全国数量上限 1 t を超える場合には、全国数量上限の範囲内で当該数量を事業者
に配分して確認する。
- 用途を証明する書類の添付がない場合、全量排出するものとして取り扱う。また、用途
証明書類を添付して申し出する事業者の事業機会を確保する観点から、当該年度に
おける最終回の確認を除き、1 回あたりの確認数量の上限は100kgとする。
- 確認数量の調整にあたっては、次の事項を考慮する。
 - － 用途証明書類の添付があった場合は、添付無しよりも優先的に配分する。
 - － 前年度の製造・輸入実績がある場合には、実績無しよりも優先的に配分する。
 - － 前年度の製造・輸入確認数量の実績数量との差が小さい場合には、その差が大きい場合よ
りも優先的に配分する。

※「用途番号・用途分類・環境排出係数一覧表（告示）」で定める用途分類に該当しないことが明確な用途に
用いる場合、将来排出係数が設定されるまでの間、全量排出する用途のものとして取り扱われますが、1回
あたりの確認数量の上限はありません。詳細はお問い合わせください。

Ⅱ - 2 - ⑤.数量調整と確認通知（確認通知のイメージ） 少量新規

○第4回の申出の確認通知書のイメージ

【申出内容】

- ・新規化学物質A：第4回に用途証明書ありで申出
- ・新規化学物質B：第1回に用途証明書なしで申出（第4回の確認は100kg、第5回以降も確認の可能性あり）
- ・新規化学物質C：第1回に用途証明書なしで申出（第4回の確認は13kg、確認が終了）

厚生労働省発派生mmdd第00号
番yyyymmdd製第00号
環保企発第mmdd00号
yy年dd月mm日

〇〇株式会社
代表者 殿

厚生労働大臣

経済産業大臣

環境大臣

少量新規化学物質の申出に係る確認通知書

平成yy年度における別紙に記載する化学物質（（申出者ごとの物質数）物質）に係る記載数量以内の製造・輸入については化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第5号の規定に基づく申出について確認をしたので通知します。
なお、通知日の翌年度から起算して3年間当該申出に係る用途証明書を保存すること。

A：用途証明書あり

平成〇〇年度 少量新規化学物質確認通知書の別紙（/）

受付コード	少量新規化学物質の名称	製造・輸入数量	用途番号	環境排出数量	備考
123456789 0123456789	新規化学物質A	500 kg	138	5 kg	
123456789 0123456789	新規化学物質B	100 kg		100 kg	第4回までに確認した製造・輸入数量:400kg(※1)
123456789 0123456789	新規化学物質C	13 kg		13 kg	第4回までに確認した製造・輸入数量:313kg(確認終了)
	以下余白	kg		kg	
	B・C：用途証明書なし	kg		kg	

※1 申出数量のうち今回確認していない数量は留保

Ⅱ - 2 - ⑤.数量調整と確認通知（用途証明無のイメージ） 少量新規

- 申出時に用途証明書の添付がない場合、全量環境に排出するものとして取り扱い、当該年度における最終回の確認を除き、1回あたりの確認数量の上限は100kgとされる。

用途証明書の添付がない申出に関する製造・輸入数量確認イメージ

	当該年度末まで製造・輸入できる数量											
	4月～	5月～	6月～	7月～	8月～	9月～	10月～	11月～	12月～	1月～	2月～	
1月,4月,5月各100kg申出／他社申出無	100kg	100kg	100kg	—	—	—	—	—	—	—	—	
1月300kg申出／他社申出無	100kg	100kg	100kg	—	—	—	—	—	—	—	—	
1月1トン申出／他社申出無	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	—	
9月500kg申出／他社申出無	—	—	—	—	—	—	100kg	100kg	100kg	200kg	—	
1月500kg申出／他社6月申出有	100kg	100kg	100kg	30kg	—	—	—	—	—	—	—	
1月500kg申出／他社低生産申出有	100kg	100kg	100kg	100kg	×	—	—	—	—	—	—	

数量調整が行われた

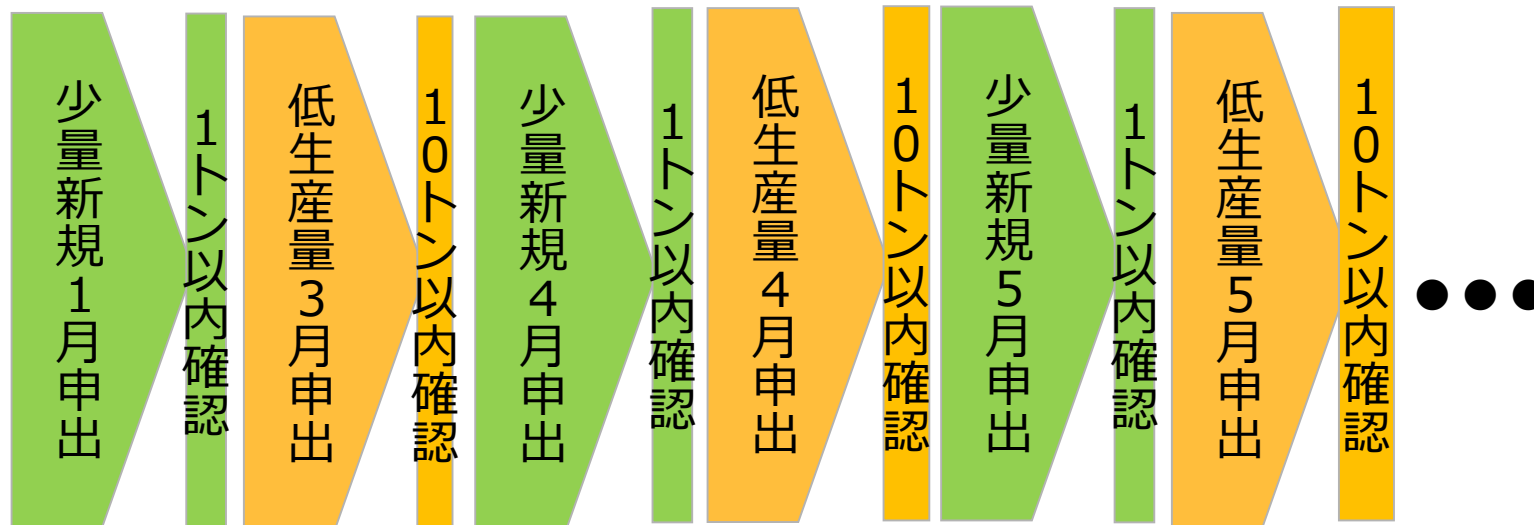
低生産量の確認により
環境排出数量ベース
で1トンを超えたため、
「不確認」

最終回に、
確認数量100kgの
上限なし

Ⅱ - 2 - ⑤.数量調整と確認通知（数量調整） 少量新規、低生産量

- 年度ごとに、少量新規申出では物質ごとに合計環境排出数量 1 トン、低生産量申出では物質ごとに合計環境排出数量 1 0 トンを上限に確認される。

イメージ図



少量新規 1 月申出：申出期間中の環境排出数量が同一物質で合計 1 トンを超える場合、1 トン以内で数量調整して確認される。

低生産量 3 月申出：申出期間中の環境排出数量が同一物質で合計 1 0 トンを超える場合（少量新規 1 月申出に係る確認数量を含む）、1 0 トン以内で数量調整して確認される。

少量新規・低生産量 4 月以降の申出：申出期間前に同一物質で環境排出数量がそれぞれ 1 トン又は 1 0 トンに達している場合には、確認されない。

II - 2. 確認を受けた新規化学物質の用途追加等 少量新規、低生産

確認通知を受けた製造・輸入者が、その年度内に、確認を受けている用途以外の用途で製造・輸入を行うことが必要になった場合の手続きについて

1. 確認通知書に用途記載有りの新規化学物質で、新たな用途を追加したい場合 (少量新規制度及び低生産量新規制度)

以下のいずれかの場合に、原則確認通知に記載されている用途に新たな用途を追加する手続きを行うことができます。

- ① 新たな申出をすると個社上限値を超える場合
- ② 数量調整された確認通知書を受領している場合

検討段階のもので、後日、ホームページに掲載するお知らせをご覧ください。

ただし、次の条件を全て満たす場合には、用途追加の手続きはできません。

- ① 追加したい用途の排出係数が確認を受けた用途の排出係数より大きい場合
- ② 既に確認を受けている環境排出量を追加したい用途の排出係数で割った製造・輸入数量より既に製造・輸入した数量の方が大きい場合

最大の排出係数が適用されます！

2. 確認通知書に用途記載無しの新規化学物質で、以降の確認数量の上限値を撤廃したい場合 (少量新規制度のみ)

新たな申出をすると製造・輸入量の個社上限値を超える場合であって、以降の確認数量の上限値を撤廃したい場合、申出数量を一部取り消す手続きを行った上で用途証明書を添付した申出書を提出することができます。

Ⅱ. 新審査特例制度の内容

3. 低生産量新規化学物質の申出

- ① 申出様式の変更
- ② 用途証明書を作成
- ③ 申出方法の多様化
- ④ 数量調整と確認通知

Ⅱ－３．新たな低生産量新規化学物質の数量確認申出

平成31年度（平成31年3月受付）より、低生産量新規の数量確認申出が変わります。

【主な変更点】

- 申出は、1物質1用途ごとに行うこととなります（同一物質でも複数の用途がある場合は複数の申出が必要）。複数の用途を1申出にまとめることも可能ですが（**6用途まで**）、その場合は最大排出係数が適用されます。
 - i. 申出様式が変更になります。
 - ii. 用途証明書類の添付が原則必要になります。
- 現在3月にのみ受け付けている、前年度以前に低生産量新規化学物質の判定を受けている物質の数量確認について、年度途中の申出を受け付けます（年13回）。
- 用途証明書類の添付がない場合、排出係数は1が適用されます。
- 電子申出及び光ディスクによる申出の受付を開始します。

※製造・輸入者ごとの申出数量は、これまでどおり10トンを上限とします。

II - 3 - ①. 申出様式の変更 低生産量

● 電算処理コード欄を中心に申出様式を変更。

【低生産量新規確認申出のイメージ】

(～平成30年度)

(平成31年度 (平成31年3月受付分～))

様式第12 (第4条の4第1項及び第2項関係)

低生産量新規化学物質製造・輸入申出書

新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明の場合は、その製法の概略)	
確認を受けようとする年度 (製造・輸入を行うおとする年度)	
製造予定数量又は輸入予定数量	kg
参考事項	

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 新規化学物質の名称の欄は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
- 参考事項の欄は、過去の実績 (確認数量、実績数量) 等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
- 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
- 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先 (電話番号) を記載すること。
- 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第4項の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の4第1項又は第2項の規定により上記のとおり申し上げます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 印
住所

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

(低生産量新規化学物質電算処理コード)

① 構造コード
【10桁以内に含まれる必要の数字】

② 用途コード
【用途番号】

③ 申出数量 (k g)

④ 過去の確認数量 (k g)

⑤ 前年度の確認数量 (k g)

⑥ 前年度の実績数量 (k g)

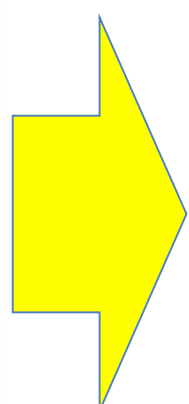
⑦ 前年度の届出コード
【会社コード】

⑧ 届出コード
【受付番号】

⑨ 前年度又は前回の確認を受けた年度の受付コード

⑩ 確認を受けようとする年度の受付コード

連絡担当者 部署 _____ 住所 _____
氏名 _____ 電話番号 _____
E-mail アドレス _____



様式第12 (第9条第1項第1号関係)

低生産量新規化学物質製造・輸入申出書

新規化学物質の名称	
確認を受けようとする年度 (製造・輸入を行うおとする年度)	
製造予定数量又は輸入予定数量	
新規化学物質の用途番号	
参考事項	

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 新規化学物質の名称の欄は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
- 参考事項の欄は、過去の実績 (確認数量、実績数量) 等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
- 申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
- 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先 (電話番号) を記載すること。
- 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。
- 用途を説明する書類を添付すること。用途を説明する書類を添付できない場合は、その理由を参考事項の欄に記載すること。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条第1項第1号の規定により、上記のとおり申し上げます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 印
住所

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

(低生産量新規化学物質電算処理コード)

① 処理番号

② 用途番号

③ 申出数量

④ 過去の確認数量

⑤ 前年度の確認数量

⑥ 前年度の実績数量

⑦ 前年度の確認環境排出数量

⑧ 前年度の実績環境排出数量

⑨ 前年度又は前回の確認を受けた年度の受付コード

⑩ 確認を受けようとする年度の受付コード

連絡担当者: 部署 _____ 住所 _____
氏名 _____ 電話番号 _____
E-mail アドレス _____

※低生産量新規の申出では、電子データによる構造情報の提出は不要

用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表 少量新規、低生産共通 (告示)

用途番号	用途分類	係数	用途番号	用途分類	係数
101	中間物	0.004	125	合成繊維又は繊維処理剤	0.2
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	0.9	126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	0.1
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	0.9	127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	0.03
104	金属洗浄用溶剤	0.8	128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	0.06
105	クリーニング洗浄用溶剤	0.8	129	皮革処理剤	0.02
106	その他の洗浄用溶剤（104及び105に掲げるものを除く。）	0.8	130	ガラス、ほうろう又はセメント	0.03
107	工業用溶剤（102から106までに掲げるものを除く。）	0.4	131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	0.1
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	1	132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	0.1
109	その他の溶剤（102から108までに掲げるものを除く。）	1	133	金属製造加工用資材	0.1
110	化学プロセス調節剤	0.02	134	表面処理剤	0.1
111	着色剤（染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。）	0.01	135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	0.03
112	水系洗浄剤（工業用のものに限る。）	0.07	136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	0.02
113	水系洗浄剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	1	137	金属等加工油又は防錆油	0.03
114	ワックス（床用、自動車用、皮革用等のものをいう。）	1	138	電気材料又は電子材料	0.01
115	塗料又はコーティング剤	0.01	139	電池材料（一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。）	0.03
116	インキ又は複写用薬剤	0.1	140	水処理剤	0.05
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	0.9	141	乾燥剤又は吸着剤	0.09
118	殺生物剤（成形品に含まれるものに限る。）	0.04	142	熱媒体	0.08
119	殺生物剤（工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。）	0.2	143	不凍液	0.08
120	殺生物剤（家庭用又は業務用のものに限る。）	0.4	144	建設資材又は建設資材添加物	0.3
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	0.02	145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	1
122	芳香剤又は消臭剤	1	146	分離又は精製プロセス剤	0.1
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	0.02	147	燃料又は燃料添加剤	0.004
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	0.05	199	輸出用のもの	0.001

※用途の選択の際には「少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料」にある用途分類の説明等をご確認ください。

用途証明書に記載する用途は、**用途番号、用途分類、環境排出係数の一覧表**から用途番号と用途分類を選択する。用途分類の詳細については、次のURLを参照してください。

(<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiyouto.html>)

*注1:最初に次の4分類から、該当するものを「輸出用のもの」「中間物」「溶剤」「溶剤以外」の順に選択し、次に各用途分類を選択してください。

- 中間物：#101（新規化学物質に化学反応を起こさせて他の化学物質を製造すること）
- 溶剤：#102-109
- 溶剤以外：#110-147
- 輸出用のもの：#199

*注2:溶剤以外のうち、以下の機能用途に該当する場合には、使用目的により用途番号が異なるため、必要に応じて出荷先に確認してください。

- 「着色剤」 → #111-113・115・116・125・126・129
- 「殺生物剤」 → #115・117-120・123・125・126・136・137・140
- 「表面処理剤」 → #112-117・123-132・134・138・144
- 「水系洗浄剤」 → #112・113・125・126・129・130・133
- 「塗料又はコーティング剤」 → #114・115・117・125-131・135・138

Ⅱ - 3 - ③. 申出方法の多様化（電子化推進） 少量新規、低生産共通

- 少量新規については、電子申出を従来の年4回から年10回受付に増やします。また、光ディスクによる申出を可能とし、年4回受け付けます。
- 低生産については、電子及び光ディスクによる申出の受付を開始します。

少量新規	申出期間			受付	備考
	第1回	第2回以降	回数		
電子申出	1月20日～30日	4月～12月 (1日～10日)	10回	e-Gov	電子証明書の添付は廃止
光ディスク申出	1月20日～30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	郵送	
書面申出	1月20日～30日	6、9、12月 (5営業日)	4回	窓口	

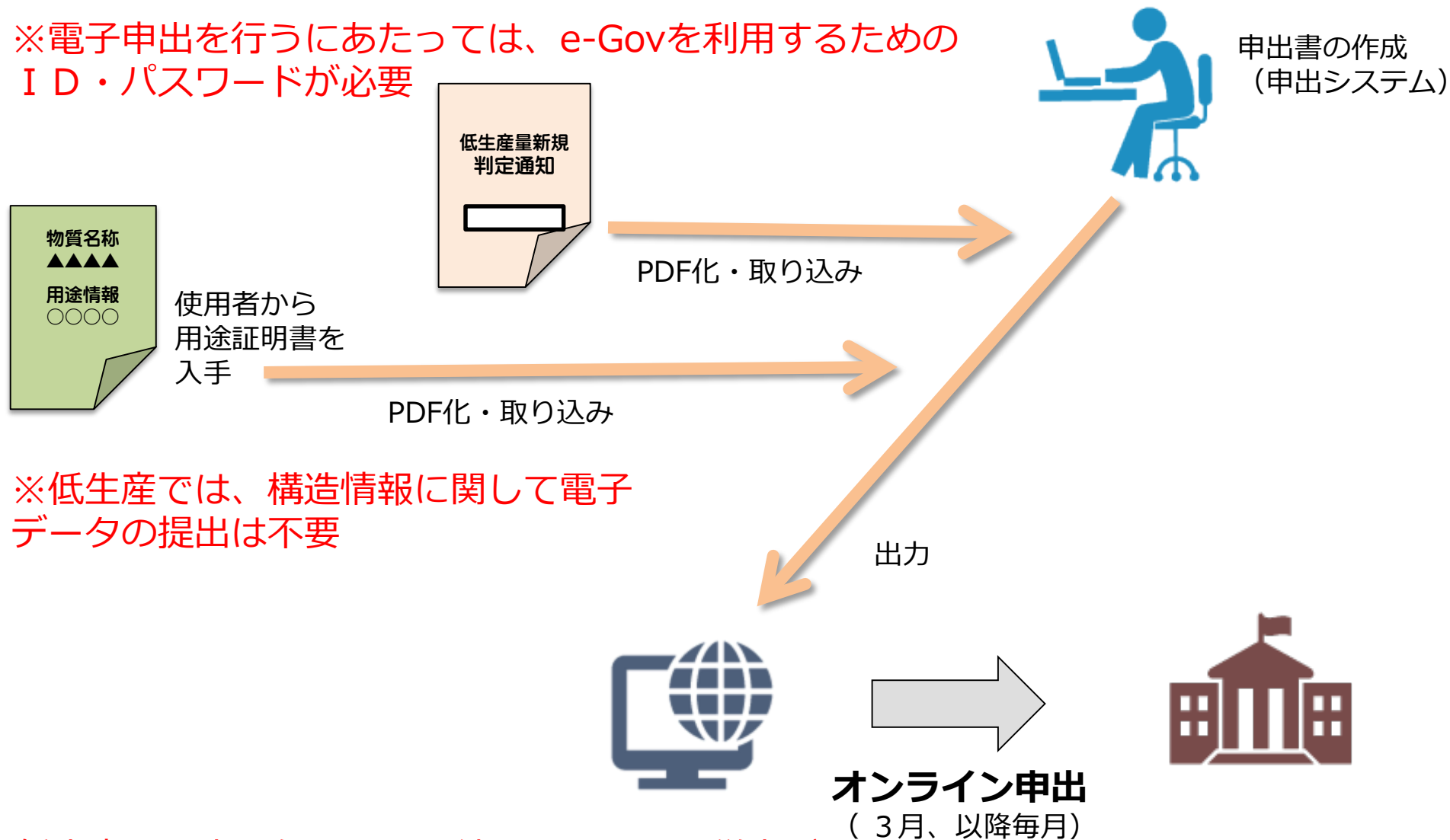
*具体的な申出期間については、別途お知らせをホームページに掲載しますので、そちらをご覧ください。

低生産	申出期間			受付	備考
	第1回	第2回以降	回数		
電子申出	3月1日～10日	4月～3月	13回	e-Gov	電子証明書不要
光ディスク申出	3月1日～10日	4月～3月	13回	郵送	
書面申出	3月1日～10日	4月～3月	13回	郵送	

II - 3 - ③. 申出方法の多様化（電子の場合） 低生産量

新たな低生産量新規化学物質の確認申出の流れ（電子の場合）

※電子申出を行うにあたっては、e-Govを利用するためのID・パスワードが必要

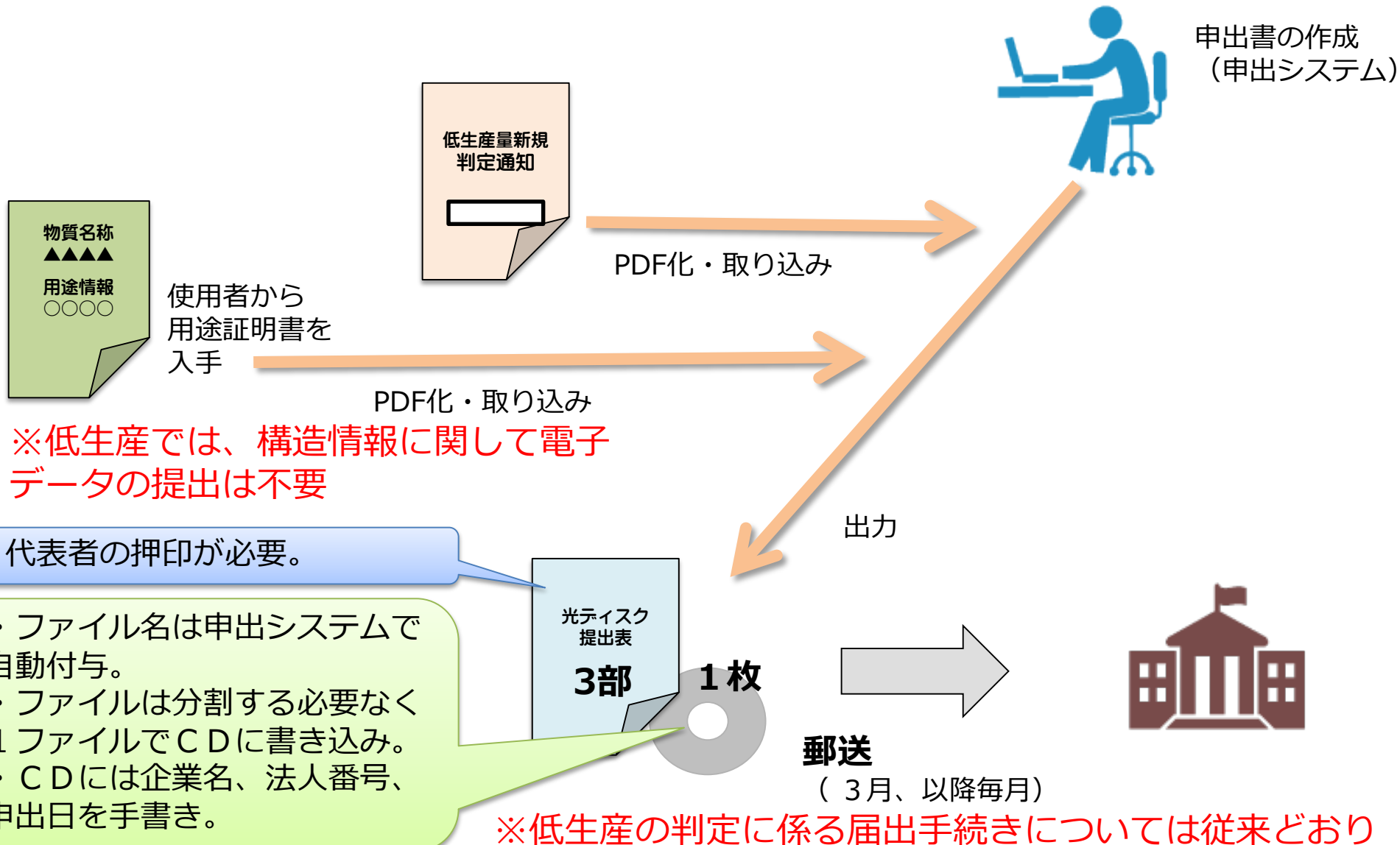


※低生産では、構造情報に関して電子データの提出は不要

※低生産の判定に係る届出手続きについては従来どおり

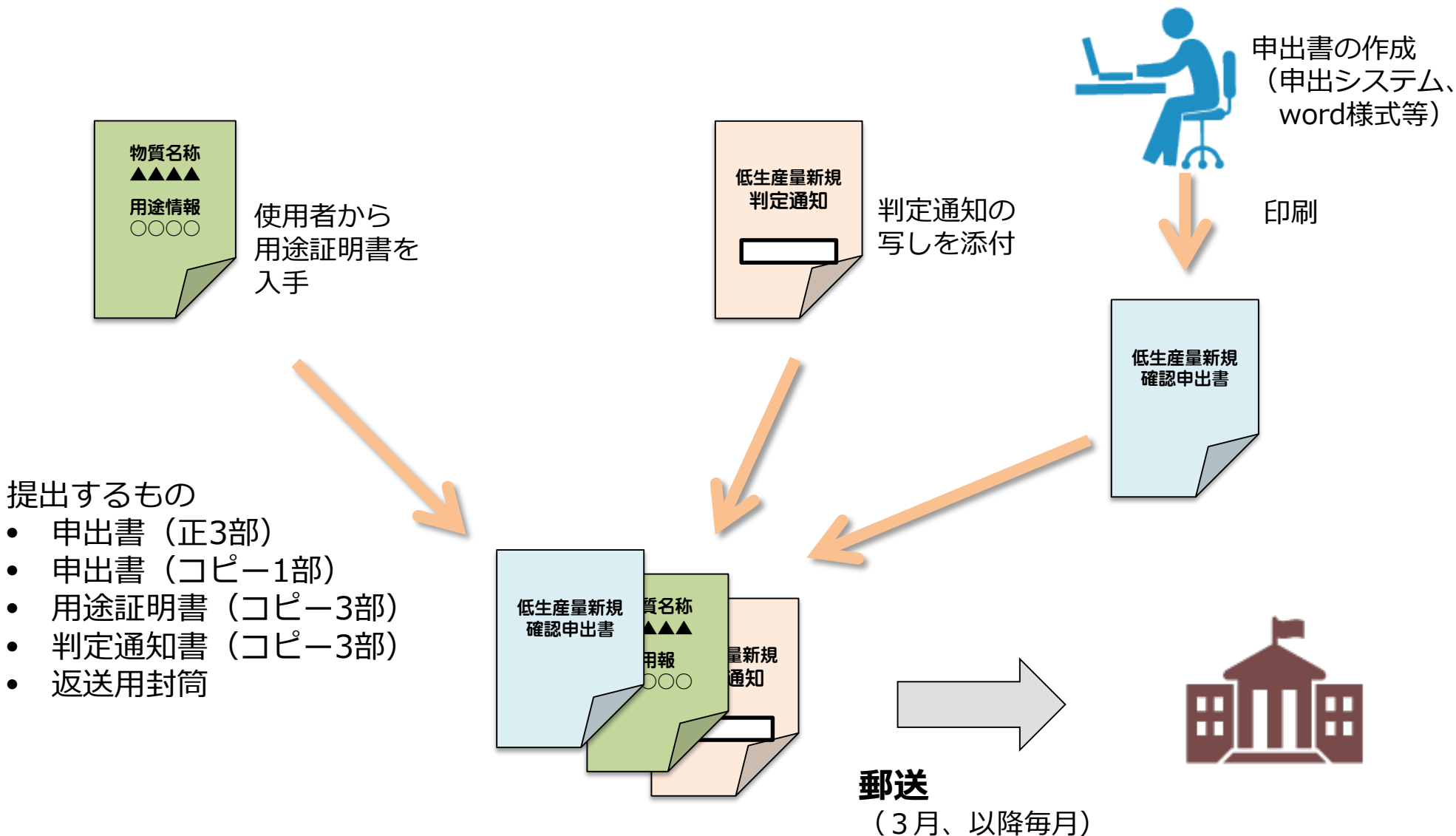
Ⅱ - 3 - ③. 申出方法の多様化（光ディスクの場合） 低生産量

新たな低生産量新規化学物質の確認申出の流れ（光ディスクの場合）



II - 3 - ③. 申出方法の多様化（書面の場合） 低生産量

新たな低生産量新規化学物質の確認申出の流れ（書面の場合）



※低生産の判定に係る届出手続きについては従来どおり

- 一の新規化学物質について、低生産量新規化学物質申出に係る環境排出数量の合計が、全国数量上限 10 t を超える場合には、全国数量上限の範囲内で当該数量を事業者分配到認する。
- 用途を証明する書類の添付がない場合、全量排出するものとして取り扱う。なお、一回当たりの認数量の上限は設けない。
- 認数量の調整にあたっては、次の事項を考慮する。
 - － 用途証明書類の添付があった場合は、添付無しよりも優先的に配分する。
 - － 前年度の製造・輸入実績がある場合には、実績無しよりも優先的に配分する。
 - － 前年度の製造・輸入認数量の実績数量との差が小さい場合には、その差が大きい場合よりも優先的に配分する。

※「用途番号・用途分類・環境排出係数一覧表（告示）」で定める用途分類に該当しないことが明確な用途に用いる場合、将来排出係数が設定されるまでの間、全量排出する用途のものとして取り扱われます。詳細はお問い合わせください。

II - 3 - ④.数量調整と確認通知（確認通知のイメージ） 低生産量

厚生労働省発案生mmdd第00号
 番yyyymmdd製第00号
 環 保 企 発 第 mmdd00号
 yy年dd月mm日

〇〇株式会社
 代表者 殿

事業者名

平成〇〇年度 低生産量新規化学物質確認通知書の別紙(/)

厚生労働大臣

経済産業大臣

環 境 大 臣

低生産量新規化学物質の申出に係る確認通知書

平成yy年度における別紙に記載する化学物質（申出者ごとの物質数）物質に係数量以内の製造・輸入については化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和
 法律第117号）第5条第4項の規定に基づく申出について確認をしたので通知します。
 なお、通知日の翌年度から起算して3年間当該申出に係る用途証明書を保存すること。

受付コード	低 生 産 量 新 規 化 学 物 質 の 名 称	製造・輸入 数量	用途番号	環境排出 数量	備考
	(申出物質)	kg		kg	
	以下余白	kg		kg	
		kg		kg	
		kg		kg	
		kg		kg	
		kg		kg	
		kg		kg	
		kg		kg	
		kg		kg	

申出の基本的な考え方 少量新規、低生産量

- 製造・輸入者は、1物質あたり、少量新規について個社1トン、低生産量について個社10トンを上限に申出することができる。
- 申出は、原則、物質ごと用途ごとに行う。
- 新規化学物質の製造・輸入者は、原則として当該化学物質の用途証明書を添付して少量新規・低生産量新規化学物質の申し出を行う。
- 個社上限以内であれば、その都度必要なときに何回でも申出することができる。

今後公表される資料等 少量新規、低生産量

● 少量新規・低生産量共通

- 少量新規制度及び低生産量新規制度の製造予定数量又は輸入予定数量の確認に係る判断基準
- 少量新規制度及び低生産量新規制度における用途の追加等に関する手続きについて（お知らせ）
- 申出システムver7.0

● 少量新規

- 平成31年度分少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について（お知らせ）
- 少量新規化学物質の申出手続について

● 低生産量

- 平成31年度分低生産量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について（お知らせ）（仮）
- 低生産量新規化学物質の申出手続について（仮）

Ⅲ. 特定一般（新規）化学物質の導入

平成30年4月に施行されています

Ⅲ - 1 .毒性が強い化学物質への規制

- 近年、機能性が高い化学物質には、その反応性から著しく毒性が強いものが出現。これらの化学物質は環境排出量が少ないものも多いため優先評価化学物質にも該当しない。
- 新規化学物質の審査により、新たに著しい毒性が確認されたものについて特定新規化学物質として指定。（公示後は特定一般化学物質）

	難分解性 高蓄積性	人・動植物 への毒性	備考
第一種特定化学物質	○	○	
第二種特定化学物質		○	相当広範地域に 相当程度残留
優先評価化学物質		無いことが 明らかでない	相当程度残留
特定一般化学物質 (※公示前は、特定新規化学物質)		○	環境排出量少
一般化学物質			環境排出量少

新たに定義

大
↑
総合的なリスク
↓
小

Ⅲ－２．毒性が強い化学物質への規制

- 不用意な環境排出の防止を確保するため、既に事実上行っている以下の事項を法律に規定。

1．通知

一般化学物質の中でも毒性が強い化学物質である旨、3大臣から事業者へ通知

2．情報伝達義務

事業者が当該化学物質を譲渡・提供するにあたって、一般化学物質の中でも毒性が強いものである旨、情報の伝達に努めるよう義務付け

3．指導及び助言

主務大臣から事業者に対し、必要な指導及び助言を実施

(例えば、環境汚染を防止するためにサプライチェーンに沿って、管理手法の改善策などの情報を提供するよう指導・助言する。)

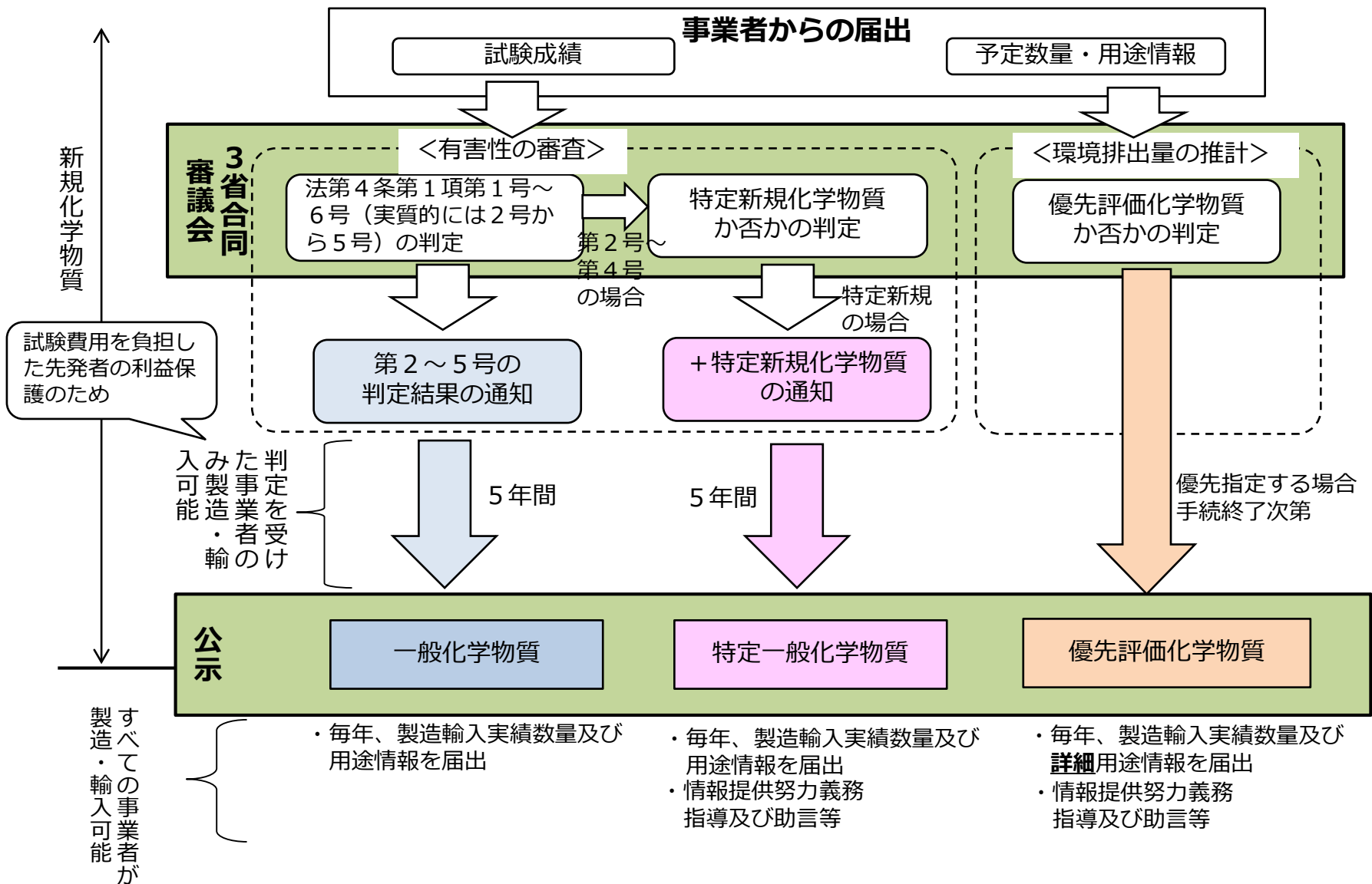
4．取扱い状況の報告

主務大臣は、事業者から取扱いの状況について報告を求めることができる

(これにより、例えば、毒性が強い化学物質の取扱い事業者に対して、報告を求められた際に対応できるよう、あらかじめ当該化学物質の出入庫状況や在庫状況に関する記録を、文書で一定期間保存させられるようになる。)

Ⅲ - 3. 毒性が強い化学物質への規制

- 新規化学物質の審査において特定新規化学物質への該否の判定を実施。



IV. 関連資料とお問合せ先 (改正化審査に係る情報提供)

新審査特例制度に係る情報提供

新審査特例制度に係る制度運用の見直しについては、下記ホームページ及び窓口にて逐次情報提供しております。ご利用ください。

- ◆ 新審査特例制度について
METIホームページ「2019年からの少量新規・低生産量審査特例制度について」
URL: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/new19info.html
- ◆ 電子申請・申出システム (ver.7.0) について
METIホームページ「申出システム (ver7.0) のバージョンアップについて」
URL: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html
お問合せ先: shoryoshinki-system@meti.go.jp
- ◆ 構造式ファイルについて
NITEホームページ「少量新規化学物質の申出に必要な構造情報について」
URL: <https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/syouryou.html#section2>
 - ・少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス、FAQ
 - ・NITE MOLファイル作成システム**お問合せ先: NITE化審法連絡システム (少量新規申出について)**
<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.html>
- ◆ 用途分類の選択について
NITEホームページ「少量新規・低生産量審査特例制度に用いる用途分類」
URL: <https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/tokureiyouto.html>
 - ・少量新規・低生産量審査特例制度 化学物質用途分類表、用途分類選択フロー、用途分類の選択索引
 - ・用途分類解説資料**お問合せ先: NITE化審法連絡システム (低生産・少量新規に係る用途について)**
<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html>